

島根県次世代育成支援行動計画
島根県子ども・子育て支援事業支援計画
島根県ひとり親家庭等自立支援計画

しまねっ子 すくすくプラン (案)

〈平成 27 年度～平成 31 年度〉

平成 27 年 月

島 根 県

目 次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨（背景及び目的）	1
2 計画の性格（法定計画、他の県計画との関係等）	2
3 計画の期間	2

第2章 島根県の子ども・子育てを取り巻く現状

1 少子化の進行	3
2 少子化の要因	4
3 就学前児童の状況	7
4 放課後児童クラブの状況	8
5 社会的に養護が必要な児童	8
6 ひとり親家庭等の状況	9

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指す社会像	1 1
2 基本理念	1 2

第4章 施策の展開

1 施策の展開に当たっての視点	1 5
2 計画の柱立て	1 6
3 施策体系図	2 0
4 施策の具体的な内容	2 1

基本理念Ⅰ：子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

○基本施策1 県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大

施策① 県民気運の醸成	2 1
施策② 地域における子育て・子どもの育ちの支援の輪の拡大	2 3

基本理念Ⅱ：しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

○基本施策2 たくましい子どもの育ち

施策① 子どもの生きる力の育成	2 6
施策② 家庭や地域の教育力の向上	3 3
施策③ 幼児期の教育・保育の充実	3 7
施策④ 青少年の健全育成の推進	3 9

○基本施策3 次代の親の育成

施策① 生命の尊さ、家族の意義の理解の促進	4 2
施策② 若い世代の就業促進	4 4

基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

○基本施策4 子育てに関する多様な支援の充実

施策① 親子の交流や相談の場の充実	4 7
施策② 教育・保育等の提供体制の確保・充実	5 0
施策③ 経済的負担への対応	5 5

○基本施策5 子どもを守り育てる仕組みづくり

施策① 子どもと家庭の相談体制の強化	5 9
施策② 児童虐待防止対策の充実強化	6 3
施策③ 社会的養護体制の推進	6 6
施策④ 人権が尊重される社会の実現	6 9

○基本施策6 特に支援が必要な子どもや家庭への対応	
施策① ひとり親家庭等の自立支援の推進	72
施策② 障がい児への支援の推進	78

基本理念Ⅳ：安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

○基本施策7 子どもと親の健康の確保	
施策① 母子保健等の充実	83
施策② 食育の推進	85
施策③ 妊娠・出産等への支援	88
施策④ 小児医療の充実	90
○基本施策8 結婚対策の充実	
施策① 結婚に対する気運の醸成	92
施策② 出会いの場づくりとマッチング支援の強化	94
○基本施策9 仕事と生活の調和	
施策① 仕事と家庭の両立支援	96
施策② 働き方の見直し	99
○基本施策10 安心して子育てできるまちづくり	
施策① 良好な生活環境の確保	101
施策② 安全・安心なまちづくり	104

第5章 教育・保育等の提供及び人材の確保・養成

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域	107
2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	108
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	115
4 認定こども園の需給調整に関わる特例措置等	119
5 保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保及び資質の向上に必要な支援	121
6 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に必要な支援	125

第6章 計画の推進

1 県民が一体となった推進	126
2 全庁的な推進	126
3 国・市町村との連携	126
4 計画の点検・評価・見直し	126

別冊（参考資料）

資料1	子どもや子育て家庭を取り巻く状況
資料2	子ども・子育てをめぐる問題の動向
資料3	子育て支援の状況
資料4	「島根県少子化に関する意識調査」の結果について
資料5	「島根県母子世帯寡婦世帯父子世帯実態調査」の結果について
資料6	幼稚園実態調査結果
資料7	保育士就労支援に向けた実態調査（登録保育士）
資料8	保育士就労支援に向けた実態調査（保育所）
資料9	島根県子ども・子育て支援推進会議条例
資料10	島根県子ども・子育て支援推進会議委員名簿

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨（背景及び目的）

全国的に少子化が進む中、平成15年に次世代育成支援対策推進法^{*1}が制定され、子育て支援や働き方の改革など、次世代育成に向けた取り組みが強化されてきました。

島根県においても、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に島根県次世代育成支援行動計画（しまねっ子すくすくプラン）の前期計画を、平成22年に後期計画を策定し、10年間の計画的・集中的な次世代育成支援（少子化）対策の取り組みを進めてきました。

その結果、仕事と子育てが両立できる環境の整備が一定程度進み、合計特殊出生率^{*2}は増加に転じたものの、依然として人口均衡に必要な2.07（人口置換水準）を下回っており、少子化に歯止めがかからない状況が続いています。

少子化の進行は、経済や社会、地域の発展の可能性を根底から揺るがし、社会保障制度等における現役世代の負担の増大、子ども同士の切磋琢磨や、触れ合いの機会の減少による子どもの健やかな成長への懸念など、県民一人ひとりの生活に深刻な影響をもたらします。

こうした中、国においては、社会保障制度改革の一環として、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供による子どもの健やかな成長の実現や地域子ども・子育て支援の充実等、社会全体で子育てを支援する取り組みを推進するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法などいわゆる子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が実施されることになりました。

また、平成26年度末に期限を迎える次世代育成支援対策推進法の10年間の延長や「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直しにより、引き続き次世代育成、ひとり親家庭等の自立促進の取り組みを進めることとなりました。

さらに、日本全体での人口減少問題が顕著化し、地域における急速な少子高齢化に伴う人口減少と東京圏への人口集中を是正するため「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、「長期ビジョン」と「総合戦略」が策定され、人口減少問題の克服に向けた具体的な取り組みが始まりつつあります。

このような社会情勢の中、島根県においても、子ども一人ひとりが健やかに成長することができるよう、幼児期の教育・保育、子育て支援の量的拡充・質の向上等に取り組むとともに、出生率が向上し、人口減少に歯止めをかけられるよう、若い世代が安心して働き、希望通り結婚、出産、子育てができる社会の実現を図る必要があります。

併せて、虐待を受けた子ども、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を抱える子どもを含めた全ての子どもが健やかに成長できるよう、社会的養護体制の充実をはじめとした各種支援体制の強化を図る必要があります。

このような認識に基づき、県を挙げて計画的・総合的に少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策を推進するための新たな指針として、「島根県次世代育成支援行動計画」「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」「島根県ひとり親家庭等自立支援計画」（しまねっ子すくすくプラン）を策定します。

なお、子ども・子育て支援法では、「教育・保育の質の向上策」や「保育士の人材確保策」等について具体的に定め、計画的に推進していくことが求められています。このため、本計画では、これらの内容について、第4章でその方向性を示したうえで、第5章において具体的な取り組み内容を記載することとしました。

2 計画の性格（法定計画、他の県計画との関係等）

この計画は、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、集中的、計画的、総合的に進めていく次世代育成支援対策の方向性、施策の目標、施策の内容を定めるものであるとともに、子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、市町村子ども・子育て支援計画の達成に資するため、広域的な見地から、教育・保育を提供する体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の実施等、子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進に関して必要な内容を定めるものでもあり、併せて、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づき、ひとり親家庭等の自立支援を図る施策を計画的、総合的に進めるために必要な内容を定めるものです。

また、この計画は、「島根県総合発展計画」をはじめ、「しまね青少年プラン」、「島根県社会的養護体制推進計画」、「島根県保健医療計画」、「島根県地域福祉支援計画」、「島根県障がい者基本計画」、「しまね教育ビジョン21」等、他の県計画との整合性を図りながら、「島根県次世代育成支援行動計画〔後期計画〕」、「島根県ひとり親家庭等自立支援計画」を発展的に継承するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

※1 次世代育成支援対策推進法…地方公共団体及び一定の事業主に対して、次世代育成支援対策（少子化対策）を集中的・計画的・総合的に推進するための行動計画の策定を定めた法律。次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を目指す。平成36年度までの時限立法

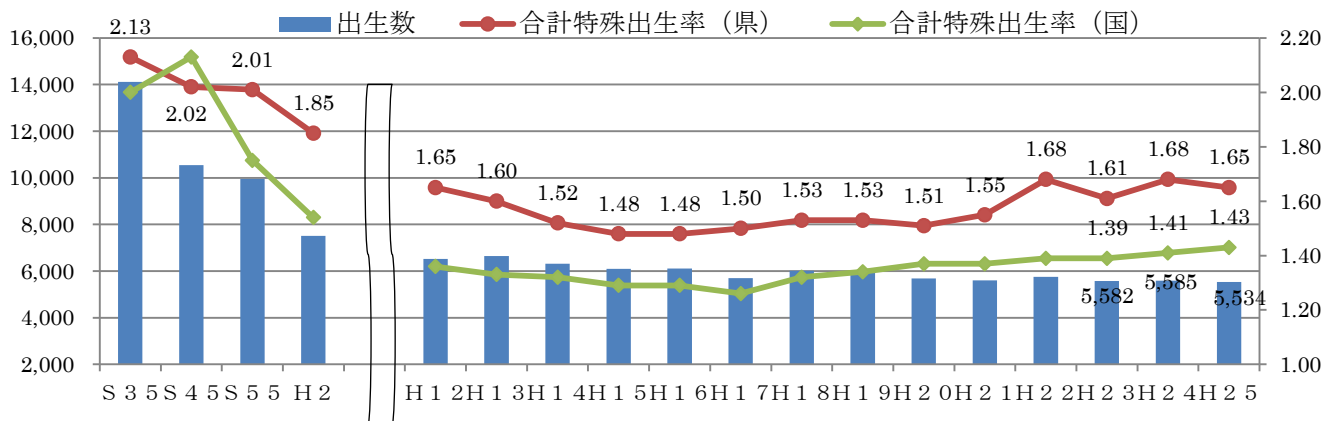
※2 合計特殊出生率…15歳から49歳までの女子の年齢別出生率（出生率＝人口千人あたりの出生数）を合計した値で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。人口維持に必要な水準は、2.07前後とされている。

第2章 島根県の子ども・子育てを取り巻く現状

1 少子化の進行

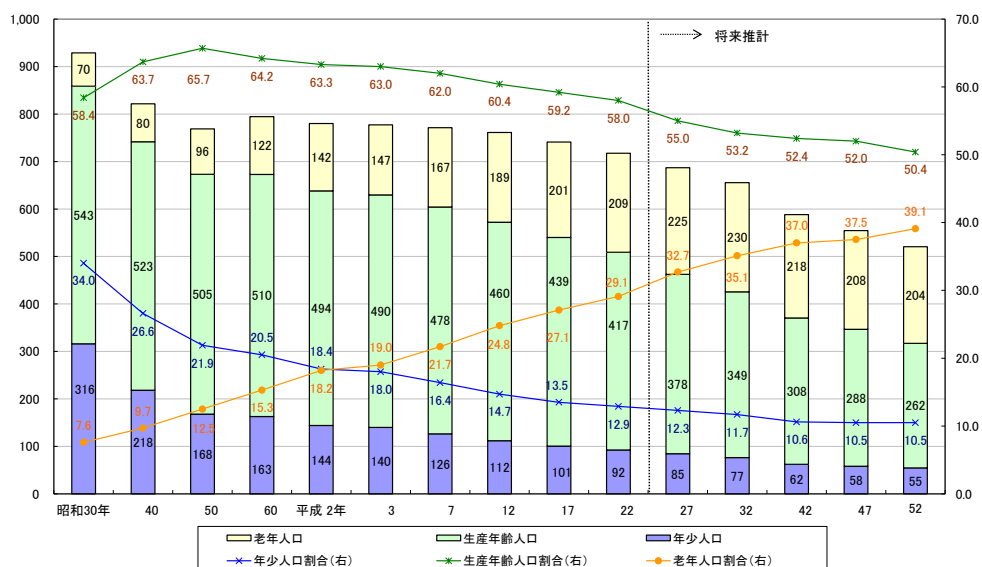
- 島根県の出生数は、戦後のベビーブームをピークに減少に転じ、近年は、増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向にあります。
- 合計特殊出生率も、出生数と同様に減少傾向にありましたが、平成17年以降は、増加傾向に転じています。平成25年の合計特殊出生率は1.65で、全国平均1.43より高い状況（全国3位）にあります。

【図1】出生数と婚姻数、合計特殊出生率の推移（全国・島根県）



- 平成3年に年少人口（15歳未満）と老年人口が逆転し、平成4年以降、死亡数が出生数を上回る自然減となっており、県の人口減少の大きな要因となっています。
- このまま少子化が進むと、平成42年（2030年）には総人口が現在より約12万人少ない58万人となるとともに、年少人口と生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する一方で、老年人口が増加し、老年人口は年少人口の3.5倍になると予想されています。

【図2】年齢階級（3区分）別人口・年齢構造指数（島根県）



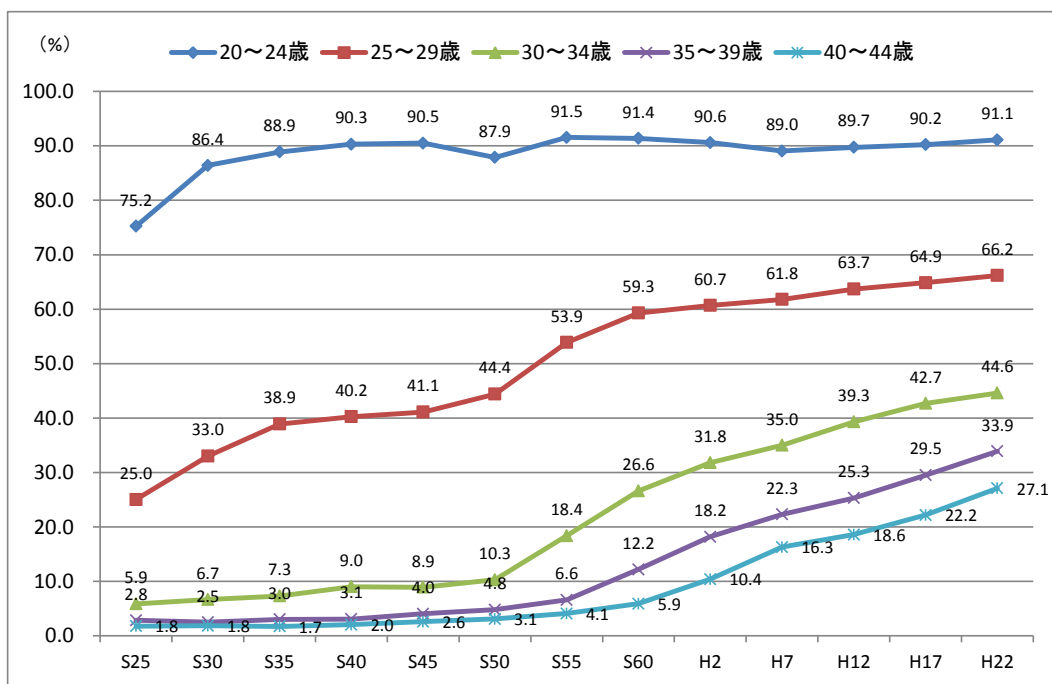
2 少子化の要因

少子化の要因として、「未婚・晩婚化の進行」や「夫婦の出生児数の減少」、「子どもを生む若い世代の人口の減少」等があげられます。

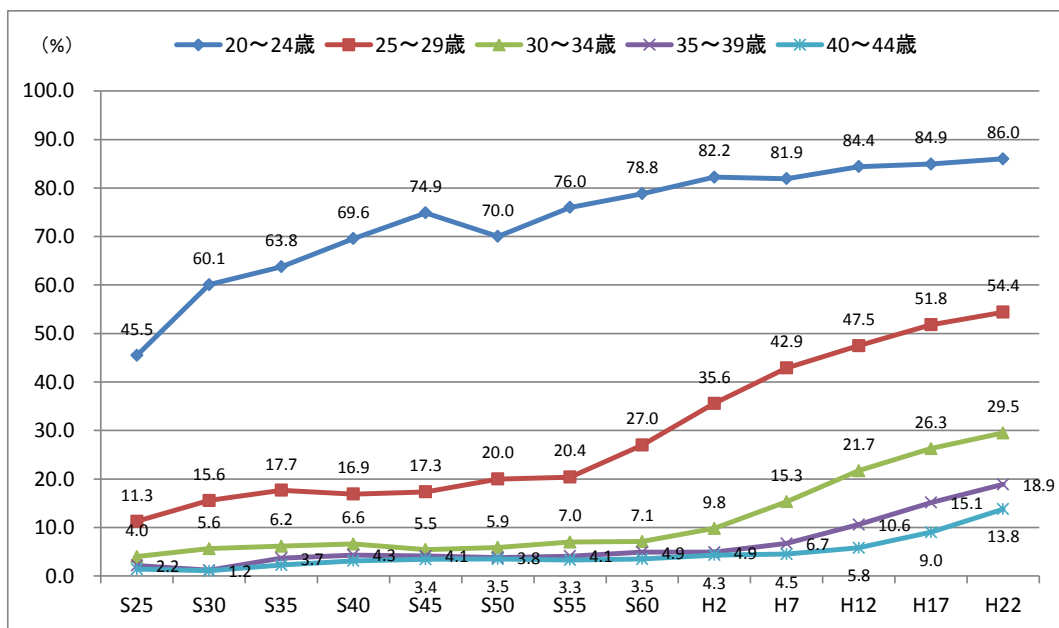
(1) 未婚化・晩婚化の進行

○島根県においても、未婚率は、男女ともすべての年代で上昇しています。

【図3】男性年齢階級別未婚率（島根県）

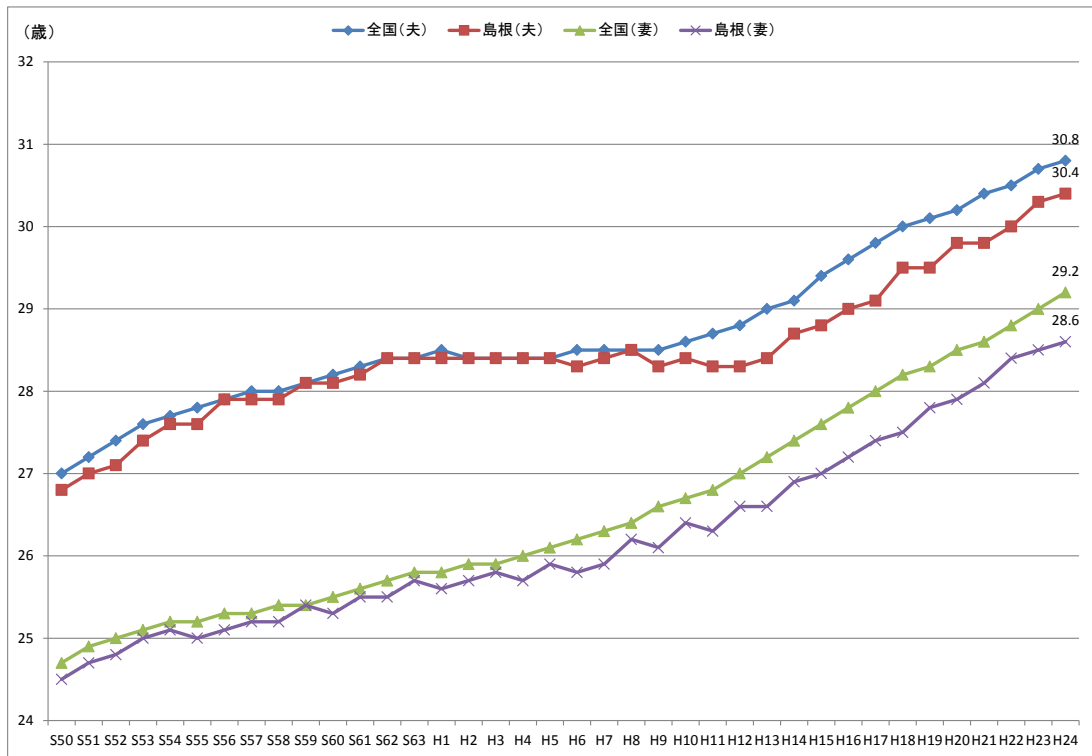


【図4】女性年齢階級別未婚率（島根県）



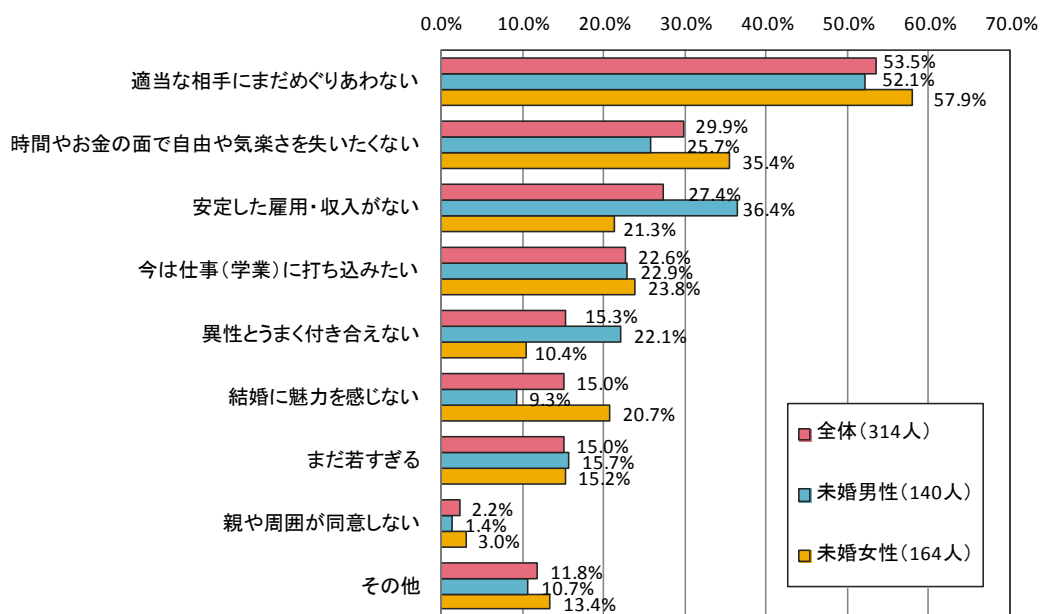
○平均初婚年齢も、年々上昇しており、全国と同様、晩婚化が進んでいます。また、晩婚化の影響を受けて晩産化も進んでいます。

【図5】平均初婚年齢の推移（全国・島根県）



○平成25年11月に実施した「島根県少子化に関する意識調査」では、結婚しない理由としては、「適当な相手にめぐりあわない」こと、特に独身男性では「安定した雇用・収入がない」「異性とうまく付きあえない」、独身女性では、「時間やお金の面で自由や気楽さを失いたくない」が理由の上位となっています。

【図6】結婚に対する意識 独身でいる理由〈複数回答〉（島根県）



(2) 夫婦の出生児数の減少

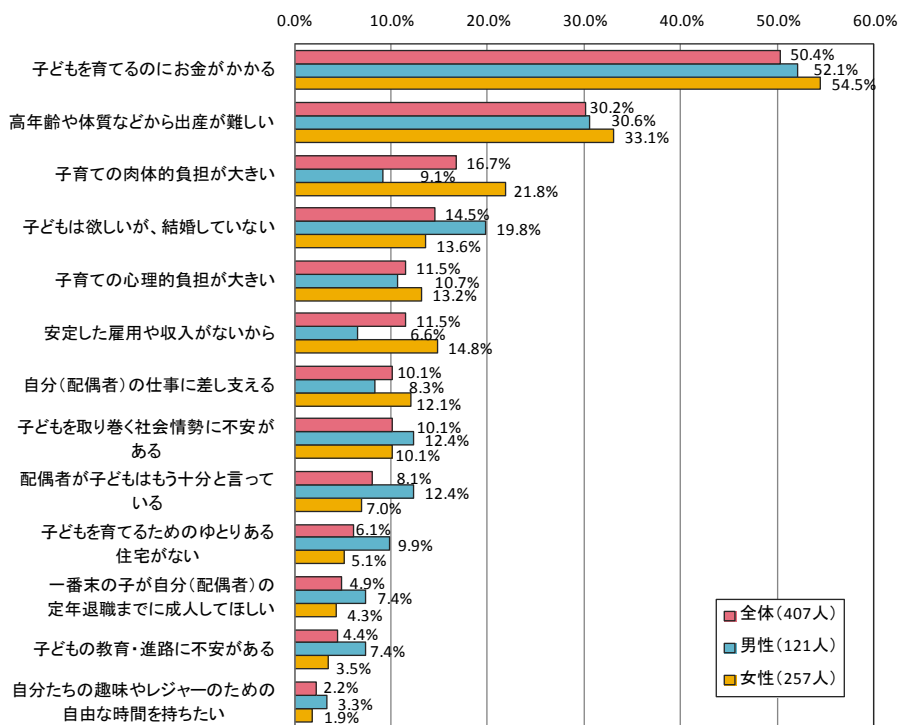
○「理想的な子どもの数」は、平成11年度調査では2.8人であったのが平成25年度調査では2.6人に、「実際に予定している子どもの数」は、平成11年度調査では2.3人であったのが平成25年度調査では2.0人になっており、ともに減少しています。

【図7】「世代」と「理想的な子どもの数」、実際に予定している子どもの数」の関係（島根県）

調査年度	全体		18～29歳		30～39歳		40～49歳	
	理想的な子どもの数	実際に予定している子どもの数	理想的な子どもの数	実際に予定している子どもの数	理想的な子どもの数	実際に予定している子どもの数	理想的な子どもの数	実際に予定している子どもの数
25年度	2.6	2.0	2.5	1.8	2.6	2.1	2.6	1.9
20年度	2.7	2.0	2.5	1.6	2.7	2.0	2.8	2.1
15年度	2.7	2.2	2.4	2.0	2.6	2.0	2.8	2.3
11年度	2.8	2.3	2.6	2.0	2.8	2.2	2.9	2.3

○「理想の子どもの数」より「実際に予定している子どもの数」が少ない理由として、「子どもを育てるのにお金がかかる」が最も高くなっています。

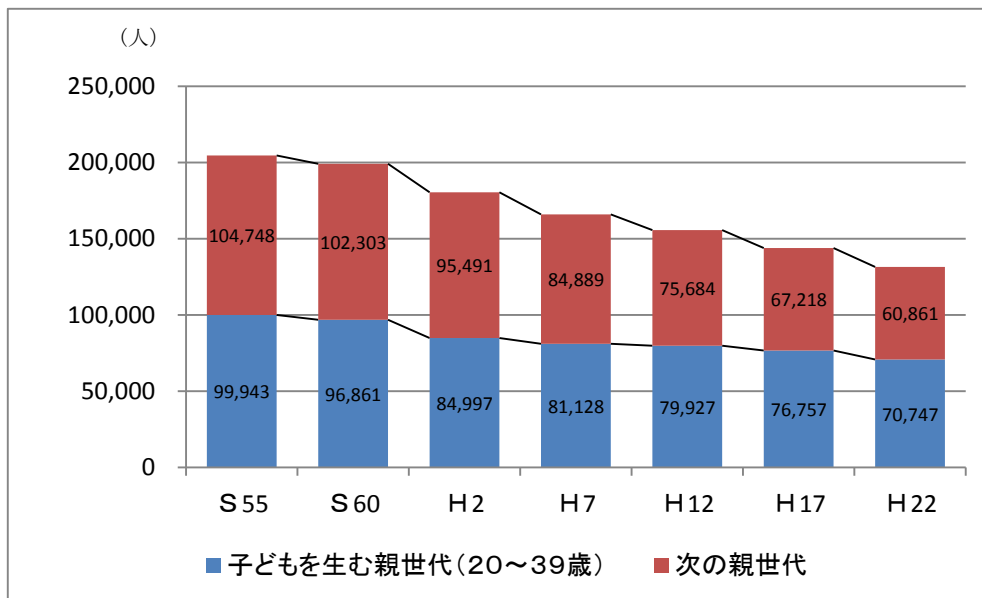
【図8】実際に予定している子どもの数が理想より少ない理由〈複数回答〉（島根県）



(3) 子どもを生む若い世代の減少

○島根県では就学・就職による若者の県外への転出者が県外からの転入者を超過する状況が長く続いており、子どもを生む親世代の人口が減少しています。

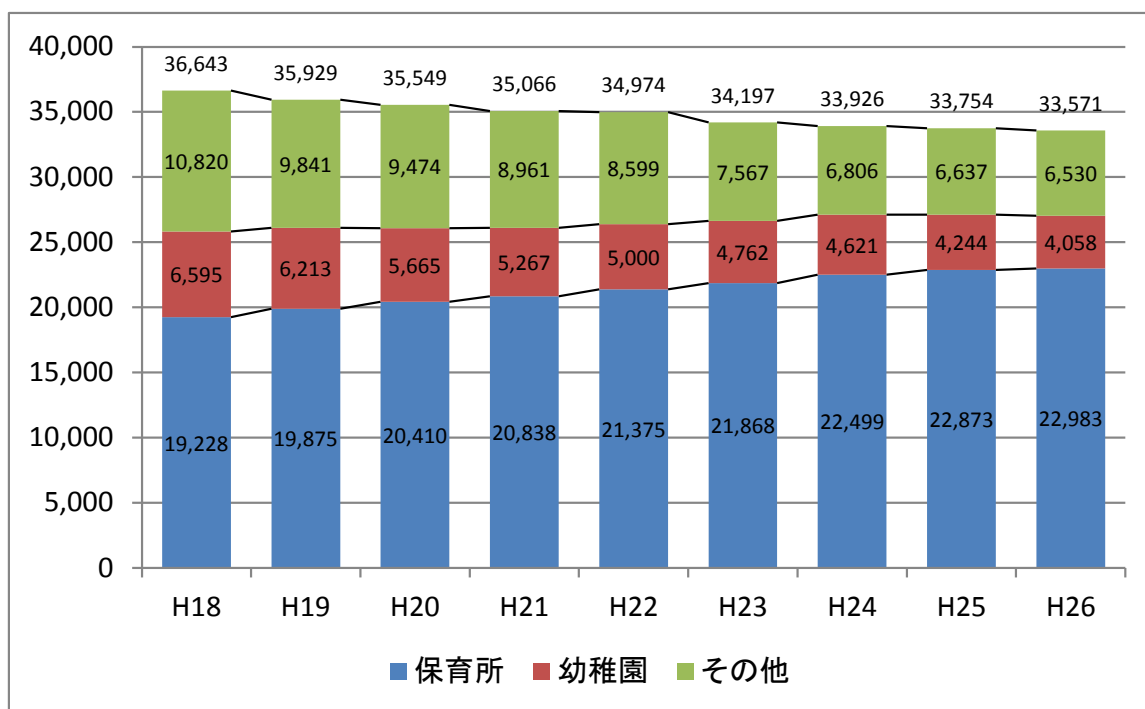
【図9】 子どもを生む親世代（女性）の推移（島根県）



3 就学前児童の状況

○島根県では就学前児童は減少していますが、保育所入所児童数は増加しています。一方で、幼稚園の入所児童数や在宅等で保育を受ける児童は減少しています。

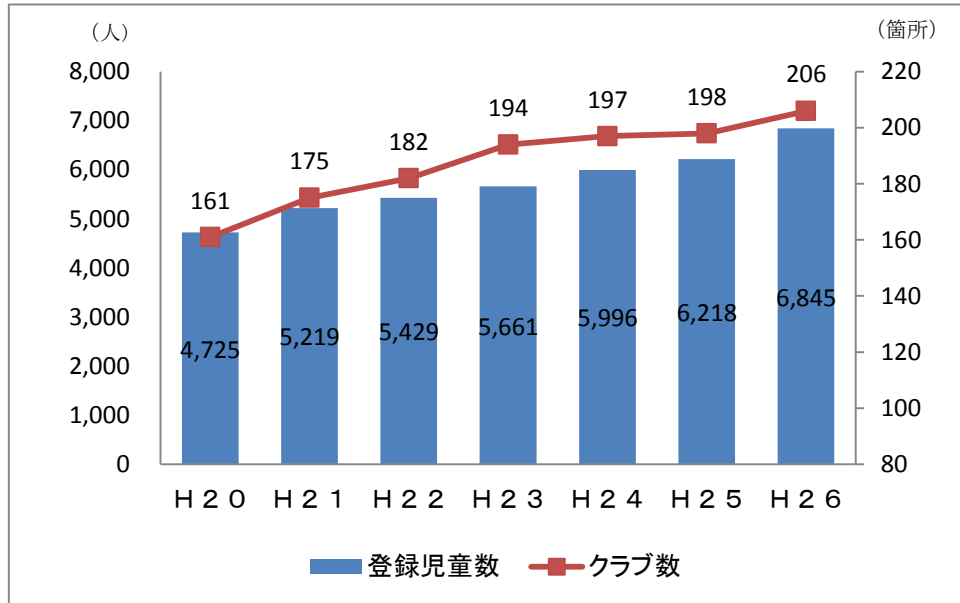
【図10】 就学前児童が育つ場所の年次推移（島根県）



4 放課後児童クラブの状況

○島根県では、平成20年度から平成26年度までの7年間で、放課後児童クラブの利用児童数が45%（約2,100人）、放課後児童クラブ数は約28%（45か所）増加しています。

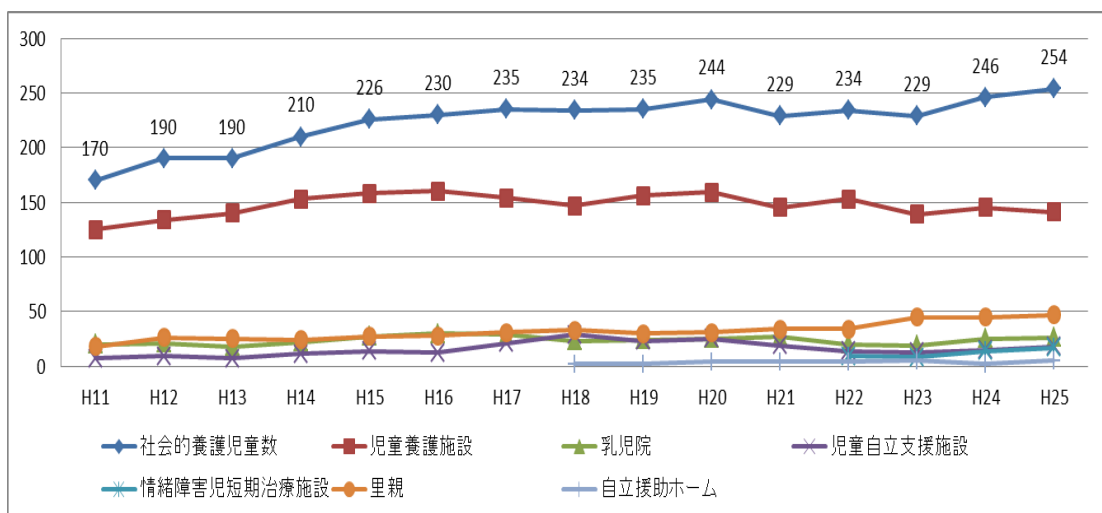
【図11】放課後児童クラブの利用児童数とクラブ数の推移（島根県）



5 社会的に養護が必要な児童

○島根県内の児童人口は減少しているにもかかわらず、社会的養護児童は約50%（84人）増加しています。

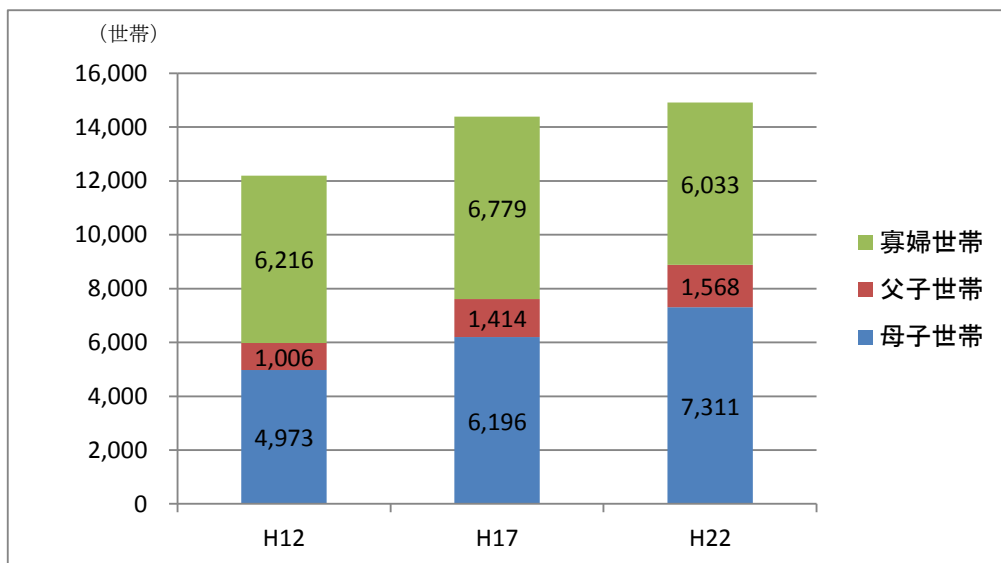
【図12】社会的に養護が必要な児童数の推移（島根県）



6 ひとり親家庭等の状況

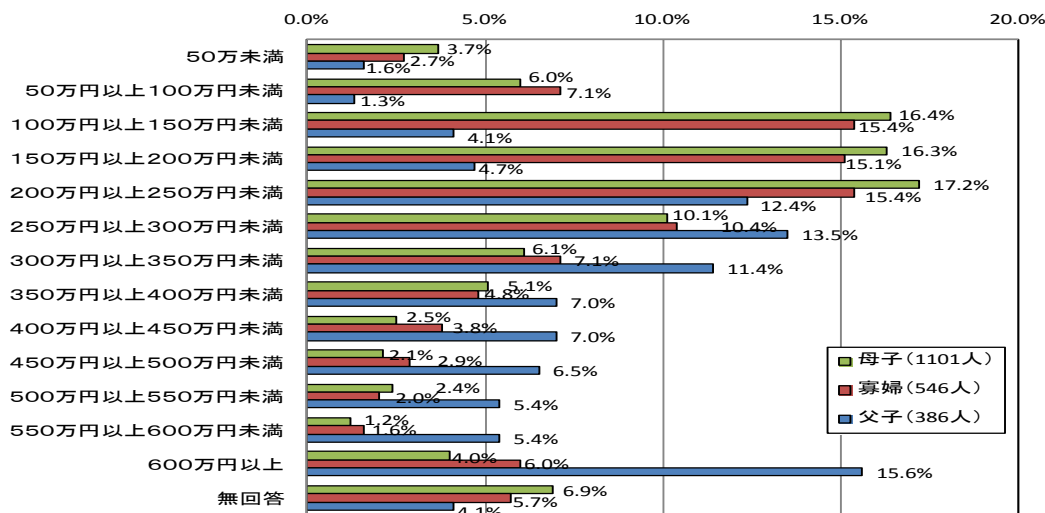
○島根県内のひとり親世帯（母子世帯^{※3}・父子世帯・寡婦世帯^{※4}）数は増加傾向にあります。

【図13】ひとり親世帯の推移（島根県）



○平成25年11月に実施した「島根県母子世帯寡婦世帯父子世帯実態調査」によれば、ひとり親世帯の年間総収入額は、父子世帯に比べ母子世帯が低くなっています。

【図14】ひとり親世帯の年間総収入（島根県）

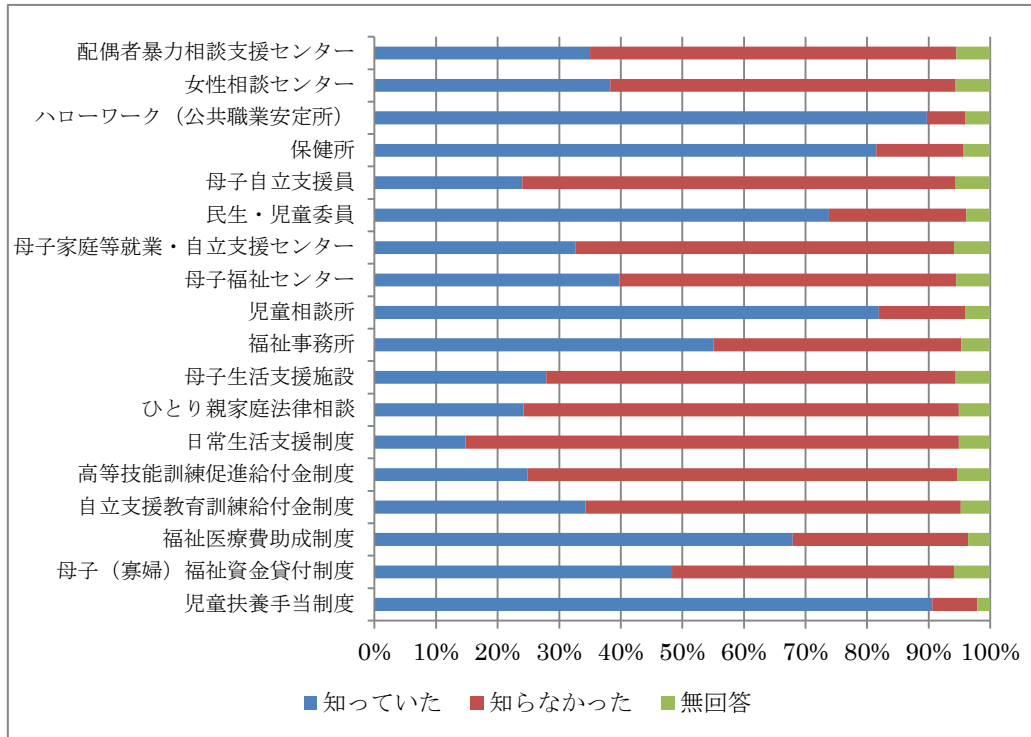


※3 母子世帯…配偶者のない女子で現在児童を扶養しているものとその児童からなる世帯

※4 寡婦世帯…満65歳未満の配偶者のない女子で、かつて母子家庭として児童を扶養していたが、現在は児童を扶養していないもの、または、満40歳以上満65歳未満の配偶者のない女子で、現在まで児童を扶養したことがない者

○困ったことの解決につながる支援制度等を知られない母子世帯、父子世帯が多くあります。

【図15】母子世帯・父子世帯の公的制度や相談機関の認知割合（島根県）



第3章 計画の基本的な考え方

1 目指す社会像

島根には、豊かな自然や優れた伝統、文化がしっかりと継承され、都市部では失われてしまった地域社会でのつながりや、温かな人間関係が連綿と受け継がれており、家庭を持って子どもを育てていく上で、大きな魅力となるものです。

さらに、三世代同居や近居の割合が比較的高いなど、子育てしやすい環境が整っていることも魅力の一つとなっています。

島根で育った子どもは、豊かな自然のもとで成長し、先人によって培われた優れた文化や伝統を継承・発展させ、地域を振興し、豊かな感性や温かい愛情を次代へと伝え、島根の未来を担います。

しかしながら、急速な少子化の進行により、このような地域の宝が失われつつあります。この宝を守り育てることは、今を生きる私たち県民全ての課題であり、県を挙げて取り組んでいかなければなりません。

また、価値観やライフスタイルが多様化する中、核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化、仕事と子育ての両立の困難性、子どもをめぐる問題や犯罪の増加などを背景として、子育てに対する不安感や負担感が増大しています。

子どもたちに目を向けると、物質的には恵まれた環境の中にあるものの、子ども同士や地域の人々との触れ合い、豊かな自然、文化と親しむ機会が減少し、次代を担う世代の健やかな育ちが危惧されています。

子どもは、親にとってかけがえのない存在であるとともに、地域の宝であり、島根の未来を担うかけがえのない存在です。

このため、「島根の未来を担うすべての子どもが質の高い教育・保育を受けることができるとともに、豊かな自然や文化、地域の温もりに包まれて心身ともに健やかでたくましく育つ社会」、「結婚し、子どもを生み育てたいと願う全ての人の希望がかなえられる社会」、「保護者が自分らしい生き方をしつつ、子どもと向き合い、安心と誇りを持って生み育てることができる社会」、「日々成長する子どもの姿に感動し、親が親として成長していくことに大きな喜びや生きがいを感じるができる社会」、「家庭・地域・企業・行政など社会の全ての構成員が生命の大切さや家庭の役割、子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たしていく社会」、すなわち、島根で育つ子どもたちの最善の利益が実現されるとともに、県民だれもが「子育てするなら島根」と感じられる社会の実現に向けて、社会のあらゆる力を結集して取り組みを進めます。

〈目指す社会像〉

- ・「子どもの最善の利益」が実現される社会
- ・「子育てするなら島根」と感じられる社会

2 基本理念

目指す社会像の実現に向け、この計画の基本理念を次のとおり定めます。

- I 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり
- II しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現
- III すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備
- IV 安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

基本理念Ⅰ：子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

- 保護者が子育てについての第一義的な責任を有していることを前提としつつ、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たす必要があります。
- 核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民等から、子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっていることから、地域ぐるみで子育て・子どもの育ちを支える機能を充実・強化する必要があります。
- 地域において、子どもの社会性を育み、子どもの社会参画を進めるため、保護者への啓発（大人としての役割や子どもへの関わり方）の取り組みを通じ、子どもの育ちを地域で支える取り組みを推進していく必要があります。
- 地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援する必要があります。

このため、企業、NPO その他の団体、地域住民などと密接な連携のもとに協働し、一体となって子育て・子どもの育ちを支援する島根らしさを活かした地域づくりを進めます。

基本理念Ⅱ：しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

- 子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代との触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に着け、「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要があります。
- 子ども一人ひとりが、生活や遊びという、直接的・具体的な体験を通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などを育み、社会とかかわる人として生きていくための基礎を培うために、乳幼児期から発達段階に応じた質の高い教育・保育を受けることができる環境を整備していく必要があります。
- 青少年の職業観や勤労観を育み、その適性と能力に応じた職業選択を行い、充実した職業生活を営むことで、社会を支える人として成長できる取り組みを行う必要があります。

このため、次代を担う子どもが、「生きる力」を身につけ、自らの可能性を開花できるような自立した若者に成長し、責任感と意欲を持って次代の社会や家庭を担っていけるよう、家庭、学校や地域、団体、企業等と連携・協力しながら、子どもの健やかでたくましい育ちを支える取り組みを進めます。

基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

- すべての子どもたちが質の高い教育・保育を受けることができるよう、地域の状況に応じた教育・保育施設等の確保・充実を図る必要があります。
- 核家族化の進行や地域におけるつながりの希薄化、子育てに係る費用の増大などによる子育てへの不安を解消するために、地域における子育て支援の充実を図る必要があります。
- 児童虐待から子どもを守るために、関係機関が連携し、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない総合的な対策を行う必要があります。
- 家庭での養育が十分に期待できない子どもに対しては、できる限り家庭的な養育環境で生活できることを目指し、里親制度の活用や施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要があります。
- ひとり親家庭等の子どもの健やかな成長を支援するため、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援を総合的に推進していく必要があります。
- 障がいがある等、特別な支援が必要な子どもに対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、支援を行う必要があります。

このため、住んでいる地域、保護者の就労状況、家庭環境、障がいの有無等に関わらず、すべての子どもが個人として尊重され、健やかに成長できる環境づくりを進めます。

また、児童の権利に関する条約^{※5}の趣旨を十分に踏まえ、子どもの基本的な権利を最大限に尊重し、子どもにとって最善の利益が図られるよう施策を推進します。

※5 児童の権利に関する条約…児童の権利について明文化し、児童の権利を尊重、確保する目的で1989年に国連において全会一致で採択された条約。日本は1990年に署名し1994年に批准した。この条約は、児童の生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障の権利、教育についての権利等を定め、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され、確保されるように適切な立法措置、行政措置、その他の措置を講ずることを内容としている。

基本理念Ⅳ：安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

- 仕事と子育ての両立が困難な職場環境や固定的な性別役割分担意識の存在が少子化の大きな要因となっていることから、仕事と子育てが両立できる環境を整備する必要があります。
- 結婚し、子どもを生み育てたいと願う全ての人の希望がかなうよう、結婚対策の取り組みを充実させる必要があります。
- 安全・快適な妊娠・出産ができる環境づくり、安心して子育てができる環境づくりを進めるため、母子保健や小児医療を充実させる必要があります。
- 安心して子育てできるよう、公共施設のバリアフリー化や交通安全施設の整備などの環境づくりを進める必要があります。

このため、子育てに対する不安や負担への対応を進め、結婚し、子どもを生み育てたいと願う全ての人が、安心と喜びと誇りをもって子育てできるよう、行政や団体、企業、ボランティアが連携・協働しながら安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を図ります。

1 施策の展開に当たっての視点

(1) 乳幼児期から発達段階に応じた支援

① 3歳未満の乳幼児期

安心できる人的及び物的環境の下で、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助や関わりが重要になることから、一人ひとりの発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応が行えるよう支援を行います。

また、保育所等の施設を利用せず、家庭で保育を受けている子どもも様々な活動を体験できるよう、多様かつ総合的な支援を行います。

② 3歳以上の幼児期

知的・感情的な面、人間関係の面等において、日々急速に成長する時期であり、この時期の教育・保育の役割は極めて重要となります。

このため、同年齢や異年齢の幼児と主体的に関わる機会を確保するとともに、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続にも十分配慮していきます。

③ 小学校期から中等教育期間

子どもたち自身が自分の生き方を考え、決定し、行動していく力を身に付けるために、教科等の基礎的・基本的な学習内容が定着する学校教育を推進するとともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための機会を確保していきます。

④ 特別に支援が必要な子どもへの対応

虐待を受けた子ども、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子どもなど、様々な困難を抱える子どもたちに対しては、一人ひとりのニーズに応じた支援を実施していきます。

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援

少子化対策を進めるにあたっては、出生数の減少の大きな原因の一つである未婚・晩婚化対策が重要であることから、本計画の策定にあたっては、「結婚対策の充実」を施策の柱に加えます。

また、ライフステージごとに支援が切れることがないよう、妊娠・出産期から子育てまで、切れ目のない総合的な支援を行います。

(3) 島根の特色を活かしたきめ細かな支援

離島、中山間地域の多い島根県においては、地域のニーズに国の制度だけでは対応できない場合があります。

一方、島根県には、「豊かな自然や文化」、「地域に残るつながり」、「3世代同居率の高さ」など、子育て環境に資する島根県ならではの良さがあります。

このような状況を踏まえ、施策の展開にあたっては、島根県の特徴を活かしながら、地域の実情やニーズに応じた「島根らしいきめ細かな支援」を推進していきます。

2 計画の柱立て

本計画の基本理念に基づき、次のとおり基本施策と施策を定め、総合的に推進します。

基本理念Ⅰ：子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

基本施策1：県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大

家庭、学校、地域、行政等、社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしていくよう、気運の醸成を図ります。

また、子どもの居場所の拡大、民間の子育て支援活動の促進を図るなど、地域における子育て支援の輪（ネットワーク）の拡大を図ります。

〈施策〉

- ①県民気運の醸成
- ②地域における子育て・子どもの育ちの支援の輪の拡大

基本理念Ⅱ：しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

基本施策2：たくましい子どもの育ち

次代の担い手である子どもたちが、しまねの自然や地域の人々との触れ合いや幼児教育、義務教育及び高校教育等を通して、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、家庭・地域・学校のそれぞれが適切な役割分担の下に取り組みを進めるとともに、家庭や地域の教育力向上を図ります。

また、青少年の健全育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、非行防止活動を展開するなど、青少年の健全育成の取り組みを進めます。

〈施策〉

- ①子どもの生きる力の育成
- ②家庭や地域の教育力の向上
- ③幼児期の教育・保育の充実
- ④青少年の健全育成の推進

基本施策3：次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する理解が深まるよう、各分野が連携し教育・広報・啓発等の取り組みを進めます。

また、若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若者の就業促進の取り組みを進めます。

〈施策〉

- ①生命の尊さ、家庭の意義の理解の促進
- ②若い世代の就業促進

基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

基本施策4：子育てに関する多様な支援の充実

子どもを生き育てたいと願う全ての人々が、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、安心して楽しく子育てができるよう、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設の質・量の充実、親子の気軽な交流や相談の場の設置など多様なニーズに対応した子育て支援の充実、経済的負担への対応により、子育てに関する様々な不安感、負担感の軽減を図ります。

また、質の高い子育て支援を行うために、幼稚園教諭、保育士等の人材確保、子育て支援に携わる者の資質向上のための取り組みを進めます。

〈施策〉

- ①親子の交流や相談の場の充実
- ②教育・保育等の提供体制の確保・充実
- ③経済的負担への対応

基本施策5：子どもを守り育てる仕組みづくり

子どもたちの人権を守り、子どもにとって最善の利益が図られるよう、子どもと家庭の相談体制の強化を図ります。

また、虐待を受けた子ども、社会的に養護が必要な子どもなど、様々な困難を抱える全ての子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、自立していけるよう支援の充実に努めます。

〈施策〉

- ①子どもと家庭の相談体制の強化
- ②児童虐待防止対策の充実強化
- ③社会的養護体制の推進
- ④人権が尊重される社会の実現

基本施策6：特に支援が必要な子どもや家庭への対応

ひとり親家庭や障がい児の家庭等、特に支援が必要な子どもや家庭への支援について、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、広域的な観点から総合的な取り組みを進めていきます。

〈施策〉

- ①ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ②障がい児への支援の推進

基本理念IV：安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

基本施策7：子どもと親の健康の確保

全ての親と子が健やかに暮らすためには、妊娠期から幼児期を通じた親子の健康の確保が重要となります。

安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境整備の一環として、保健、医療、福祉の分野間の連携を図りつつ、乳幼児の健康支援や周産期医療等の母子保健、妊娠・出産等への支援、小児医療の充実を進めます。

〈施策〉

- ①母子保健等の充実
- ②食育の推進
- ③妊娠・出産等への支援
- ④小児医療の充実

基本施策8：結婚対策の充実

家庭を持つことのすばらしさを独身の男女に伝えることで、結婚に対する気運の醸成を図ります。

また、しまねで出会い、結婚し、家庭を持ちたいと願う人の希望がかなえられるよう、出会いの場づくりの取り組みの拡充を図ります。

〈施策〉

- ①結婚に対する気運の醸成
- ②出会いの場づくりとマッチング支援の強化

基本施策9：仕事と生活の調和

仕事と生活の調和を推進するため、男女が共に仕事と家庭を両立させ、家庭や子育てに対する責任と役割を十分に果たすことができるよう、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを進めるとともに、職場優先の意識改革や固定的性別役割分担意識の払拭など働き方の見直しを進めます。

〈施策〉

- ①仕事と家庭の両立支援
- ②働き方の見直し

基本施策10：安心して子育てできるまちづくり

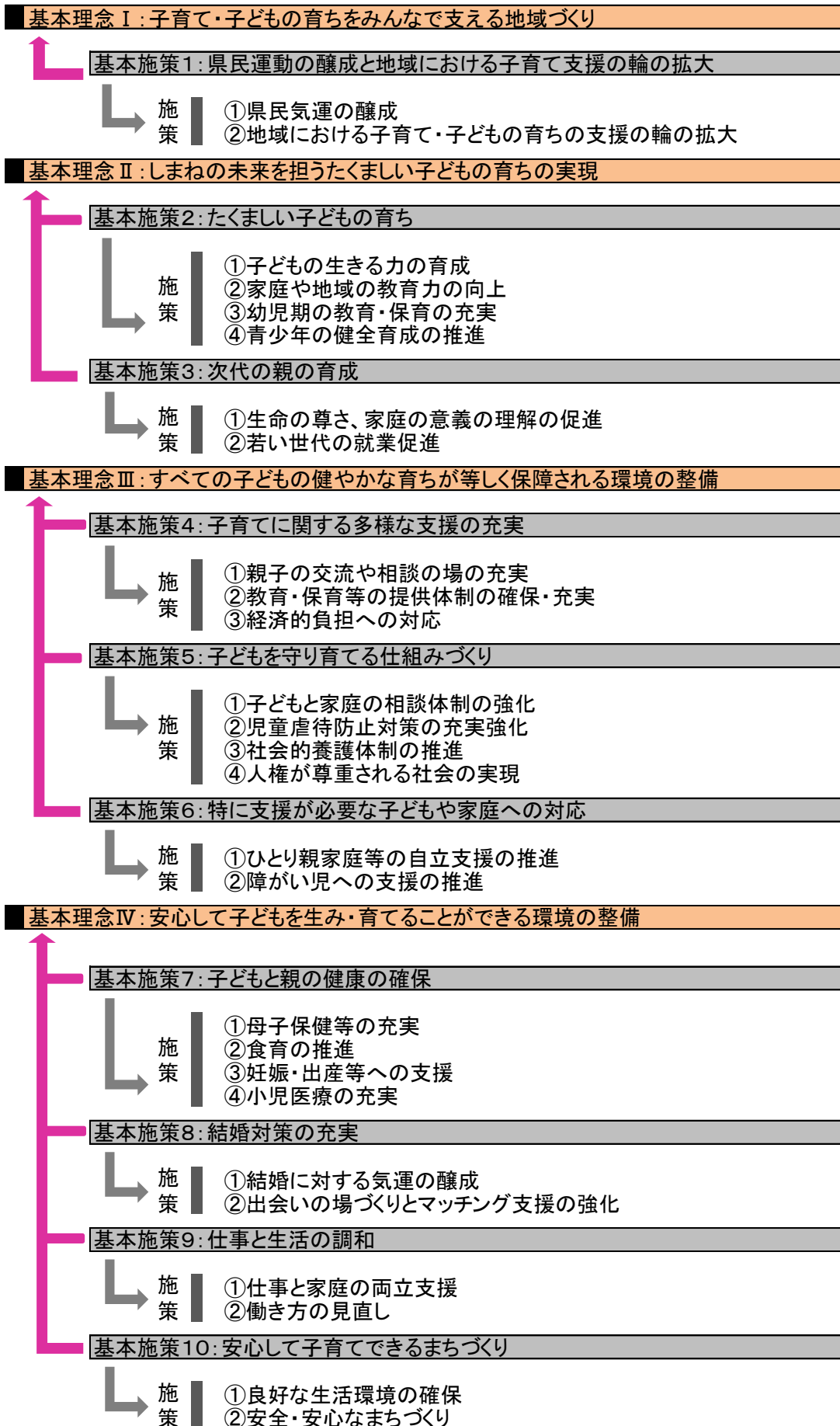
妊産婦や子ども、子育て家庭が安心して外出ができる地域環境を確保するため、公共施設や建築物等のバリアフリー化や公園の整備など、子育てに適した生活環境の整備を進めます。

また、防犯設備の整備や地域におけるパトロール活動、交通安全施設の整備等を通して、子どもが犯罪や事故に遭わないような安全・安心なまちづくりを進めます。

〈施策〉

- ①良好な生活環境の確保
- ②安全・安心なまちづくり

3. 施策体系図



4 施策の具体的な内容

基本理念 I 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

基本施策 1 県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大

施策 ① 県民気運の醸成

○施策の目的

子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくための地域づくりを推進する。

○現状と課題

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になる等、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化してきています。
- 平成25年度に実施した島根県少子化に関する意識調査から、「子育てに負担や不安を非常に強く感じる・どちらかといえば感じる」と回答した割合が、前回調査（H20年度実施）と比べ5.1ポイント増加しており（70.1%→75.2%）、子育てに対する負担感や不安感は増大しています。
- 保護者は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を地域全体で支援していく必要があります。
- 子育ては保護者が第一義的責任を持つものですが、次代を担う子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であることから、学校、地域、企業、行政その他の社会のあらゆる分野の全ての構成員が、子ども・子育ての支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

○施策の方向性

○子どもの育ちと子育てを地域、企業、行政など社会全体で応援する「地域みんなで子育て支援」の推進に向け、広報、啓発活動や、企業、民間団体等地域における自主的取り組みの全県展開を図ります。

○目的を達成するための主な事業

事業名：全県的広報・啓発の充実		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村・民間	県内の全ての市町村との共同事業として子育て家庭に交付されるしまね子育て応援パスポート Cocolo（こっころ）を象徴事業として、子育てを社会全体で温かく応援する気運の醸成や地域づくりの推進を図ります。 ○しまね子育て応援パスポート事業（こっころ事業）
事業期間	平成 27～31 年度	

施策② 地域における子育て・子どもの育ちの支援の輪の拡大

○施策の目的

地域や社会が子育て・子どもの育ちへの支援に参画し保護者に寄り添うことで、子育てに対する負担感や不安感を和らげ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる社会の構築を図る。

○現状と課題

○多様な公共サービスの担い手としてのNPO法人・ボランティア団体等の活動は、県民が生き生きと心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に大きな役割を果たすものと期待されています。地域の課題解決に自主的・自発的に取り組む団体の活動がより活発化し、より良い地域づくりが進められるよう、活動団体の人材育成やNPO相互のネットワークづくり、社会貢献活動に参加したいと考える県民に向けた情報提供等の取り組みを進める必要があります。

○多様な子育てニーズに応える制度を拡充する一方、地域の実情に応じたよりきめ細やかな子育て・子どもの育ちへの支援を実践するためには、行政の子育て支援の取り組みにおいても住民、NPO等の民間団体など多様な主体が参画する民間活動と十分連携を図りながら進める必要があります。

○核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっていることから、地域ぐるみで子育て・子どもの育ちを支える機能を充実・強化する必要があります。

○高齢者グループや老人クラブ等も、スポーツや遊び、体験活動を通じた子どもの交流や安全・見守り活動、子育てサポート活動など、高齢者の立場で次世代育成支援の取り組みを進めています。豊かな経験と知識を持つ高齢者は子育て支援にとって重要な存在であり、今後もこうした地域の人的資源を積極的に活かす取り組みを進める必要があります。

○施策の方向性

○青少年から高齢者まで社会の全ての構成員が、子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たしていく社会の実現に向けて、NPOやボランティアの組織を支え、活動が継続的、円滑に実施できるよう、組織・人材育成支援を行うとともに、NPO相互の連携・ネットワークづくりなど活動基盤の強化に向けた支援を行います。

○地域住民による子育て・子どもの育ちへの支援活動の重点的推進を通して、地域の子育て支援機能の充実・強化を図ります。

○NPO等の民間団体、グループなどへの助成やこれら団体等の連携促進、高齢者の子育て支援への参画を進めることにより、地域の子育て支援活動の促進を図ります。

○高齢者と若い世代の交流の機会を確保し、ボランティア活動を始めとする高齢者の自主的な社会参加活動を支援します。また、高齢者が子育て支援などの社会活動に参加できるよう、広報・啓発等、情報提供を行います。

○目的を達成するための主な事業

事業名：地域の創意工夫による子育て支援の充実		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村・民間	地域の特性、子育て中の家庭の多様なニーズに対応し、地域住民や民間団体、企業など様々な主体が参画した創意工夫による子育て支援を市町村と連携して提供することで、子育て家庭の不安感や負担感、孤立感の解消を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援します。 ○しまねすくすく子育て支援事業 ○みんなで子育て応援地域モデル事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：地域社会で子どもが心安らぐ放課後や休日の環境づくり		
担当課	青少年家庭課 社会教育課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村・民間	放課後子ども教室推進事業や放課後児童健全育成事業の推進、放課後・休日に子どもが体験活動、異世代交流ができる環境づくりを支援します。 ○放課後子ども教室推進事業 ○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ○しまねすくすく子育て支援事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：地域社会で子どもが健やかに育つ環境づくり		
担当課	青少年家庭課 教育指導課 少年女性対策課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	子どもやその保護者が抱える様々な困難や問題を相談員や地域のボランティアの協力を得て解決する子ども支援センター事業を推進します。 ○子ども支援センター事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：民間の子育て支援活動の促進		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	少子化対策に資する様々な民間団体等の取り組みの推進を図るとともに、団体間の交流を促進するほか情報発信を市町村とも連携して支援します。 ○しまねすくすく子育て支援事業 ○みんなで子育て応援助成事業 ○みんなで子育て応援隊育成事業（みんなで子育て応援講師登録・みんなで子育て応援地域モデル事業、みんなで子育て応援スタッフパワーアップ事業）
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：NPO・ボランティア活動の促進		
担当課	環境生活総務課	概要
実施主体	県	子どもの健全育成等に取り組むNPO・ボランティア活動を促進し、地域における自主的・主体的な子育て支援活動の活性化を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：世代間交流の促進		
担当課	高齢者福祉課 青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村・民間	保育所入所児童等と高齢者の世代間交流事業や高齢者グループがスポーツや遊びを通じて子どもと交流する活動を促進します。 ○市町村老人クラブ連合会助成事業 ○しまねすくすく子育て支援事業
事業期間	平成 27～31 年度	

基本理念Ⅱ しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

基本施策2 たくましい子どもの育ち

施策① 子どもの生きる力の育成

○施策の目的

○幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育、家庭や地域との連携等を通じて、次代の担い手である子どもの生きる力を育成する。

○現状と課題

- 子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代と触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に付け、「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要があります。
- 社会環境、生活様式や家庭環境などの変化により、子どもの体力・運動能力の低下傾向や若年性生活習慣病などの健康課題、生活・自然体験・異年齢交流機会の減少などにより、豊かな心が育まれにくいなど、心身両面で課題が発生しています。
- 平成25年度に実施した全国学力・学習状況調査の結果によると、基礎問題、活用問題とも内容の定着が不十分な状況であり、正答率の分布において上位層が少ないなど、学力の定着及び向上に向け、改善を図っていく必要があります。
- 子どもに関わる問題行動（いじめ、非行等）は、近年、量的、質的両面において、深刻な状況にあります。その課題として、規範意識やコミュニケーション能力の低下が指摘されていますが、学校、家庭、地域社会、関係諸機関等がそれぞれの役割と責任を果たしながら、連携・協力して子どもを健全に育成することが大切です。
- 県内においても、児童生徒が被害者になりうる事案が多く発生しており、学校における安全指導の充実や安全管理の徹底を指導する必要があります。

○施策の方向性

- 子どもたちは、知徳体の調和的発達のもとに、社会や多様な人との関わりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決能力を身につけることが大切です。また、家庭・地域・学校を基盤として、生きていくのに必要な人間力・社会力・学力を身につけることも大切です。このような力を育てるため、幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育を推進し、一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援や子どもの心に響く道徳教育の充実、健康教育の推進等を図ります。
- 家庭や地域と連携して、児童生徒が安心して教育を受けることができる環境の整備や多様な体験活動、生涯スポーツ等の推進に努めます。

○目的を達成するための主な事業

事業名：学力（学ぶ力・学んだ力）の育成		
担当課	教育指導課 学校企画課	概要（○：主な事業） ○学ぶ力・学んだ力を高めるための授業の改善 知識・技能を身に付け、それらを活用する「学んだ力」を高めるとともに、主体的に学び、向上しようとする「学ぶ力」を高める授業の工夫・改善を推進します。
実施主体	県	○教員の指導力向上のための指導・研修の充実 指導・研修が学校教育の一層の充実につながるよう、教育センター等における研修や学校訪問指導における指導方法を改善します。 ○家庭学習の充実に向けた取り組みの推進 家庭の必要性やあり方について家庭に対して積極的に情報提供するとともに、家庭学習の充実につながる授業改善を推進します。
事業期間	平成 27～31 年度	○学校のマネジメント力の向上 保護者との信頼関係のもと、集中して授業に取り組める良好な教育環境を構築していくため、管理職に必要な実践的なマネジメント研修を充実していきます。

事業名：きめ細かな指導・支援体制の充実（小学校）		
担当課	学校企画課	概要（○：主な事業） 小学校低学年の多人数学級に対して、市町村教育委員会と協議の上、30人学級編制と島根スクールサポート事業のいずれかを実施し、児童一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うことにより、基礎・基本の確実な定着や、個性を生かす特色のある教育の充実を図ります。
実施主体	県	また、小学校第3学年から第6学年までの多人数学級に対して、35人学級編制を実施します。
事業期間	平成 27～31 年度	○30人学級編制 ○島根スクールサポート事業 ○35人学級編制によるきめ細かな指導環境の整備

事業名：きめ細かな指導・支援体制の充実（中学校）		
担当課	教育指導課 学校企画課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	中学校第1学年の学級に非常勤講師を配置し、学習指導と生徒指導の両面において、生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導体制を構築し、学校生活の充実を図るとともに、生徒と生徒、教師と生徒の相互信頼や協力関係を醸成し、不登校や問題行動の未然防止に努めます。 また、中学校第1学年から第3学年までの多人数学級に対して、35人学級編成を実施します。
事業期間	平成27～31年度	○中学校クラスサポート事業 ○35人学級編成によるきめ細かな指導環境の整備

事業名：ふるさと教育		
担当課	社会教育課	概要
実施主体	県	島根への愛着を深め、ふるさとに誇りを持つ子どもを育成するため、学校、家庭及び地域が一体となった「ふるさと教育」を体系的に推進します。
事業期間	平成27～31年度	

事業名：道徳教育の充実		
担当課	教育指導課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	研修等により、教育活動全体を通じて行う道徳教育、道徳の時間の授業実践、校内研修の充実を図ります。 また、島根県版道徳教育郷土資料「しまねの道徳 中学校」の作成に着手し、島根県の教育資源を生かした道徳教育を推進します。
事業期間	平成27～31年度	○道徳教育の充実に係る事業

事業名：青少年の文化活動の推進		
担当課	社会教育課 教育指導課	<p style="text-align: center;">概要（○：主な事業）</p> <p>子どもたちの「豊かな心」を育むため、多様かつ優れた文化芸術に親しむ機会の確保や地域社会と連携した文化部活動の推進を図ります。</p> <p>○文化庁等と連携した芸術鑑賞機会の提供 ○地域と中学校の文化部活動支援 ○学校文化部活動外部指導者派遣 ○島根県高等学校文化連盟が行う事業への支援</p>
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：健康教育の推進		
担当課	保健体育課	<p style="text-align: center;">概要（○：主な事業）</p> <p>児童生徒の健康づくりを推進するために、教職員が専門的知見を習得するとともに、健康教育に関する指導力及びコーディネーターとしての質を高めることを目的とした、養護教諭研修、健康教育（学校保健）研修を行います。</p> <p>また、学校・家庭・地域の関係機関等が緊密に連携し、児童生徒の心身の健康問題に対応するために、学校保健委員会等の組織づくりを推進していきます。</p> <p>○養護教諭研修 ○健康教育（学校保健）研修</p>
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：生涯スポーツの推進		
担当課	保健体育課	概要（○：主な事業）
		生涯にわたって県民誰もがスポーツ活動等に参加できるようにするため、体験する機会の提供や指導者の派遣など、参加しやすい環境づくりを推進します。
実施主体	県	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ・レクリエーション祭の開催 ○スポーツ・レクリエーション指導者の派遣 ○健全者と障がい者のスポーツレクリエーション活動連携事業 ○総合型地域スポーツクラブの自立育成支援 ○スポーツ指導者の養成活用
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：生徒指導体制の整備		
担当課	教育指導課	概要（○：主な事業）
		いじめ、暴力行為、不登校、高校中退等の学校が抱える課題に対し、未然防止や早期発見・早期対応の観点から、関係機関と連携した取り組みにより児童生徒の自立を目指します。 具体的に、いじめの問題に対して関係する機関や団体と連携を図る会議の開催、不登校児童生徒の学校復帰に向け、教育支援センター等、学校内外での指導員・相談員による支援体制や関係機関を中心とする組織体制を構築して地域全体で子どもの健全育成に取り組みます。
実施主体	県	また、中学校卒業や高校中退時に不登校であった生徒を次の進路に向けて連絡調整を行っていく取り組みも、関係諸機関等との連携を図りながら推進します。
事業期間	平成 27～31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○教育支援センター等運営事業 ○連絡相談員配置事業 ○島根県いじめ問題対策連絡協議会 ○学校ネットパトロール事業 ○いじめ等対応アドバイザー配置事業

事業名：未来を拓く県立学校づくりの推進		
担当課	教育指導課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	生徒一人ひとりの夢の実現や創造性・個性を尊重する教育を重視し、学校や地域の特色を生かした自主的・創造的な教育活動に取り組むことで、島根らしい特色と魅力ある学校づくりを推進します。
事業期間	平成 27～31 年度	○生徒の夢を実現する普通科高校教育力アップ事業 ○創造性・個性を育む専門高校魅力アップ事業

事業名：教育相談体制の充実		
担当課	教育指導課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	いじめの問題や不登校は、解決すべき大きな課題であるため、アンケート調査を活用し親和的な学級集団をつくるなどの未然防止に取り組み、魅力ある学校づくりを推進します。 また、心理の専門家であるスクールカウンセラーの学校への配置や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用、子どもと親の相談員の配置など、教育相談体制の充実を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	○アンケートQ Uを活用した児童生徒の「絆づくり」「居場所づくり」 ○「魅力ある学校づくり」調査研究事業 ○スクールカウンセラー配置事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 ○子どもと親の相談員配置事業 ○教育相談員配置事業 ○いじめ相談テレフォン

事業名：学校安全確保の推進		
担当課	教育指導課 生活安全企画課	概 要
実施主体	県	<p>学校安全の現状と課題等について理解し、児童生徒の安全確保、学校の安全管理体制の充実、教職員の指導力やリーダーとしての資質向上のため、健康教育（学校安全）研修を実施します。</p> <p>また、防犯に関し、子どもの安全対応能力の向上を図るため、防犯訓練の実施や防犯教室の開催を推進します。</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：学校関係者評価の推進		
担当課	学校企画課 教育指導課 特別支援教育課	概 要
実施主体	県	<p>学校関係者評価の積極的な活用により、保護者や地域住民の信頼に応え地域に開かれた学校づくりを推進します。</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

施策② 家庭や地域の教育力の向上

○施策の目的

地域社会全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力向上を図る。

○現状と課題

○子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代との触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に着け、「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要があります。

○全国的に集団での活動の減少や個人で行動する機会が増え、自己中心的な行動が増加していること、地域や大人との多様な関わりが減少し、人と協調することやルールを守る経験が不足していることが言われています。その中で規範意識の低さ、社会的自立の遅れなどマイナス要素が指摘されています。このため、乳幼児期からの教育を充実させ、規範意識やコミュニケーション能力を高め、基本的な生活行動や生活習慣を定着する必要があります。

○人は様々な人間関係や集団の中で、力をあわせたり、時にはぶつかったりしながら相手を思いやる心やルールを守ることの大切さを学ぶとともに、自分の役割を果たし互いに認め合うことで自分への信頼感や自信をもつことができます。自分の存在を肯定的に捉え、自分を大切にし、自分の考えや言動に自信をもつとともに、他者を尊重しながら接し、互いに支え合って生きていこうとする子どもたちを育成していく必要があります。

○子ども一人ひとりが、生活や遊びという、直接的・具体的な体験を通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などを育み、社会とかかわる人として生きていくための基礎を培うために、乳幼児期から発達段階に応じた質の高い教育・保育を受けることができる環境を整備していく必要があります。

○ H25 年度全国学力・学習状況調査結果より「週 1 回以上図書館へ行く回数」が小学校 29.7%（全国：20.5%）、中学校 19.7%（全国：9.2%）と高い割合を示し、子どもたちにとって図書館が身近な場所となってきています。子どもたちの想像力や感性を育み、豊かな心を育成するために、学校での読書活動の推進をより一層図る必要があります。

○地域の子どもは地域で育てるという考え方の下に、公民館の活動等を進めていく必要があります。

○施策の方向性

○子どもを地域社会全体で健やかに育む観点から、学校、家庭及び地域との連携のもと、島根県の豊かな教育資源を活用した体験活動の充実を図ります。

○将来子どもたちが社会で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、約束を守るなどの基本的なふるまいの定着を図るとともに、親世代を始めとする大人のふるまいの意識を高め、地域全体にふるまいを広げていくための取り組みを推進します。

○子ども自身が自分を大切な存在として実感でき、「やる気」「責任感」が育まれるよう、子どもに役

割を持たせることや、子どもを認めることの大切さについて啓発活動に取り組みます。

○子どもの創造力や感性、豊かな心を育むために、道徳教育の充実や読書活動の推進を図ります。

○保護者の子育てに対する不安や悩みを解消し、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、また家庭の教育力が向上するよう家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。

○家庭において、様々な体験活動に子どもたちがチャレンジすることを後押しするため、そのような体験活動を積むことの有益性を家庭に啓発します。

○目的を達成するための主な事業

事業名：乳幼児期からの基本的な生活行動・生活習慣の定着		
担当課	教育指導課 社会教育課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	<p>学校教育と社会教育との連携を図り、乳幼児期からの教育・養育環境を充実させ、規範意識やコミュニケーション能力を高め、基本的な生活行動や生活習慣を定着させます。</p> <p>○しまねのふるまい推進プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまねのふるまい体験活動推進事業 ・ふるまい推進指導員派遣事業 ・公民館ふるまい推進事業 ・親学プログラム普及・定着事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：家庭教育への支援の充実		
担当課	社会教育課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	<p>親が安心して、楽しく、自信をもって家庭教育ができるよう、親としての学びを支援するためのプログラムを作成し、人材育成を通じて家庭教育支援を行います。</p> <p>○親学プログラム普及・開発 (しまねのふるまい推進プロジェクト)</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：地域の教育力向上への支援		
担当課	社会教育課	概要（○：主な事業） 地域における体験活動の場や大人等との交流機会の提供を図り、学校、家庭及び地域が一体となって子どもたちを育む体制づくりの支援を行います。
実施主体	県	○結集！しまねの子育て協働プロジェクト ・ふるさと教育推進事業（再掲） ・実践活動推進事業 ・市町村支援事業（再掲：放課後子ども教室）
事業期間	平成 27～31 年度	○実証！「地域力」醸成プログラム

事業名：子どもの読書活動の推進		
担当課	教育指導課 社会教育課	概要（○：主な事業） 図書館や学校などの関係機関やボランティアサークル等との連携を図り、子ども読書を積極的に進めるための中核的な指導者や読書ボランティアなどの人材育成を図ります。
実施主体	県	○しまね子ども読書フェスティバル ○学校図書館司書等研修 ○学校図書館司書等配置事業 ○学校図書館活用教育研究事業 ○学校図書館活用教育推進のための必修的研修
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：県の特徴ある地域資源の活用促進		
担当課	文化財課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	自然・歴史・文化など、島根が誇る特色ある地域資源を活用した体験活動を通じて、子どもたちがふるさと島根を愛し、豊かな感性を育み、また、親子のふれあいの時間がもてるよう、子どもや親子を対象とした講座や体験活動等を開催・支援します。
事業期間	平成 27～31 年度	○心に残る文化財子ども塾

事業名：体験活動の充実及び家庭への意識啓発		
担当課	社会教育課	概要
実施主体	県	公民館ふるさと教育推進事業、青少年教育施設における体験プログラムの開発・普及等により、体験活動の充実を図ります。 県立社会教育施設等における子どもの体験活動を通じた保護者への広報・啓発を推進します。 就学時健診、参観日、PTA研修会等における「親学プログラム」を活用した保護者への啓発を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	

施 策 ③ 幼児期の教育・保育の充実

○施策の目的

○幼稚園・保育所・認定こども園等を通じた幼児期の教育・保育全体の質の向上に取り組むとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

○現状と課題

○県内では、核家族化、少子・高齢化、一人親家庭の増加をはじめとする社会の変化により、人間関係の希薄化、地域の教育力の低下、家庭教育の困難さなどの状況が見られます。こうした背景を受け、家庭や地域における子どもたちの様々な体験や遊びが不足する傾向にあります。幼稚園や保育所、認定こども園等では人格形成の基礎を培う豊かな経験をさせていく必要があります。

○生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を鑑み、幼稚園・保育所・認定こども園等を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る必要があります。

○平成26年度の小学校1年生5,906人の内訳を見ると、28%が幼稚園修了者、72%が保育所修了者等となっており、近年、保育所を修了する子どもの割合が高くなる傾向にあります。研修等に参加しにくいといわれる保育所保育士等にも、その機会を保障するなど、幼児教育を担う施設が、教育の質を高めていけるよう工夫する必要があります。

○施策の方向性

○幼児教育は、子どもの基本的な生活習慣や態度を育て、道徳性の芽生えを促し、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探求心を養い、創造性を豊かにするなど、小学校以降における生きる力の基礎や生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割を果たしています。このことを踏まえ、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の確実な実施、小学校教育の連携・接続、預かり保育、学校評価等の課題への対応を含めた幼児教育の理解促進を図るとともに、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質向上のための研修充実に努めます。

○目的を達成するための主な事業

事業名：幼児教育の充実		
担当課	青少年家庭課 教育指導課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	<p>幼稚園の教育課程、保育所の保育課程の編成をはじめとして、幼稚園、保育所等で行う教育に関する内容、運営・管理、保育技術、保護者支援、今日的課題等に関する専門的な研修を行うことにより、幼児教育の振興・充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼保小連携講座 ○幼稚園教育課程研修 ○保育士現任研修（中堅コース） ○保育所指導的職員研修 ○就学前人権・同和教育講座
事業期間	平成 27～31 年度	

施策 ④ 青少年の健全育成の推進

○施策の目的

青少年の社会参加を促進するとともに、青少年を取り巻く環境の整備や県民の意識向上を図ることで、青少年の健全育成を推進する。

○現状と課題

○地域では、様々な青少年育成活動が行われていますが、大人主体の企画運営になっていることが多いことから、今後は青少年が主体となった活動を推進し、その意見や行動力を青少年育成や地域活性化に活かすような仕組みづくりが必要です。また、青少年の居場所、特に中高生の居場所が少ない現状があり、青少年が自由に活動できる居場所づくりが求められています。

○青少年育成島根県民会議の諸活動について、各市町村民会議や関係機関・団体との連携を通して、各種広報活動の拡充や事業運営への協力を得ることができ、青少年健全育成活動への参加者が増加しています。引き続き、青少年育成島根県民会議の諸活動を通し、社会全体で青少年育成に取り組む意識を高める体制づくりや人材育成、広報活動を進めていく必要があります。

○スマートフォン等の普及とともに、インターネットの長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題となっていることから、関係機関・団体等と連携して、青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発を青少年とともに考えていく必要があります。

○県内でも書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、DVD等が販売されており、また、テレビ、インターネット等により、性、暴力などの有害情報が容易に青少年の目に触れる等、子どもに対する悪影響が懸念されています。このため、家庭や地域社会において、青少年のためにより良い環境を作り出すよう努めるとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある様々な行為から青少年を守るように努める必要があります。

○県内の少年非行の約6割が万引きや自転車盗等のいわゆる「初発型非行」で占められており、罪悪感の希薄さがその大きな要因となっています。このため、青少年が様々な社会活動や学校における学びの場を通して、社会のルールを守ることの大切さを考え、人を思いやる心や強い正義感を身に付ける必要があります。

○施策の方向性

○青少年がのびのびと健やかに育つよう、青少年健全育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、公民館や民間団体等と連携して、青少年の居場所づくりや主体的な社会参加活動の充実、意見表明の場の設定等を通して、青少年の健全育成を推進します。

○インターネット上の有害情報などから青少年を守るため、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進するとともに、フィルタリングの普及や家庭でのルールづくりの促進を図ります。

○書店やコンビニエンスストア等への計画的な立ち入り調査や有害図書類の審査等を通じて、青少年が有害情報を閲覧する機会を最小化するとともに、学校における非行防止教室の開催などを通して、青少年の犯罪加害・被害防止を図ります。

○目的を達成するための主な事業

事業名：青少年を健やかに育む意識の啓発		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	県民一人ひとりの次世代育成意識を高め、地域における青少年健全育成活動を一層進めるため、関係団体等との連携のもとに研修会や街頭キャンペーン、啓発資料配布等を通じて、青少年の健全育成に対する意識の高揚を図ります。 ○県民運動推進事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：社会参加活動等の促進		
担当課	少年女性対策課	概要
実施主体	県	子どもたちの環境美化、生産体験等の活動や柔道、剣道等のスポーツ活動を通して、人を思いやる心、感謝する心を育むとともに、社会におけるルールを身につけるため、少年補導委員等のボランティアを中心に地域社会が一体となって、子どもたちの社会参加活動、スポーツ参加活動を促進、支援します。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：有害環境対策の推進		
担当課	青少年家庭課 教育指導課 社会教育課 少年女性対策課	概要
実施主体	県	有害情報を閲覧する機会を最小化し、青少年を犯罪の加害者や被害者とさせないための取り組みとして、図書類販売業者等への立入調査を推進します。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：非行防止対策の推進		
担当課	少年女性対策課	概 要 学校や教育委員会、警察などの関係機関が連携を強化し、各学校で行われる非行防止教室の開催を積極的に推進し、児童生徒の規範意識の醸成を図ります。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

基本施策 3 次代の親の育成

施策 ① 生命の尊さ、家族の意義の理解の促進

○施策の目的

次代を担う児童や生徒の、生命の尊さや家族の意義などの理解の促進を図る。

○現状と課題

- 少子化の進行は家庭や地域での子どもの生活を変化させています。各家庭で大切に育てられている反面、親が子どもに手をかけ過ぎ、子どもの生活体験を奪ったり自立を妨げたりする傾向が見られます。このため、子どもの自己肯定感や主体的に学び自立して生きていこうとする力の低下が危惧されています。
- 学校は、家庭・地域と連携し、教育活動をとおして、子ども一人ひとりが家庭や社会を支えるかけがえのない存在であるという自覚をもたせていく必要があります。
- 男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育について、各分野が連携し効果的な取り組みを進める必要があります。

○施策の方向性

- 生命の尊さ、正しい性知識を理解し、家族や家庭生活の大切さに対する若い世代の理解が進むよう、教育内容、教育環境の充実を図ります。

○目的を達成するための主な事業

事業名：学校教育における家族や家庭生活に関する学習の実施

担当課	教育指導課	概要
実施主体	県	学校教育において、男女が協力して家庭を営むことに対する若い世代の理解が進むよう、家庭を持つことの意義を学ぶ教育を実施します。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：助産師が行う「生の学習講座」		
担当課	青少年家庭課	概 要
実施主体	県	生命誕生の現場に携わる助産師による「生の学習講座」を開催することで、次世代を担う児童や生徒が、生命の尊さや家庭の意義などの理解がさらに深まるための取り組みを進めます。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：乳幼児との関わり体験		
担当課	青少年家庭課	概 要（○：主な事業）
実施主体	市町村	次代を担う児童、生徒が命の尊さを実感するとともに、親心を育めるよう、継続して赤ちゃんや赤ちゃんの母親と関わる体験活動を実施します。 ○しまねすくすく子育て支援事業
事業期間	平成 27～31 年度	

施策② 若い世代の就業促進

○施策の目的

若年者の能力開発の推進、適職選択による安定就労及びキャリア形成の支援を推進する。

○現状と課題

○就職を希望する高校生の就職内定率は98.6%(H25年度)であり、専門高校のインターンシップ実施率は100%であるにもかかわらず、職業・勤労に対する理解不足や安易な考え方等まだまだ未熟な部分が見られることから、各学校では、わかる授業や進路に関するさまざまな情報提供を通して、学ぶこと・働くことの意欲を高め、自らの将来の進路をしっかりと描くことができるような取り組みが必要となります。そのためには、職場を直接見学したり体験したりすることが大切であり、学校・家庭・地域社会が連携した職場調べや職場体験などの一層の充実が必要です。

○若年者の就業状況は、15歳から24歳の完全失業率が6.9%(労働力調査：平成25年平均)と他の世代に比べて高いこと、新規学卒就職者に早期離職者が多いこと、県外大学等進学者が県内就職の機会に恵まれないことによる県外就職など、厳しい状況にあります。この若年者の就職状況を改善するためには、県内産業の振興によって雇用の受け皿づくりを進めると同時に、若年者の就業意識の向上や県内産業が求める能力を有した人材育成などの就職支援施策に取り組む必要があります。

○若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若年者、特に不安定就労若年者(フリーター)等に対し、職業訓練等による能力開発やキャリア形成を支援していく必要があります。

○施策の方向性

○若者の経済的自立のためには、就業が重要であることから、子ども一人ひとりに対応した就職指導の積極的な推進、関係者の就労についての理解促進を図るための協議会等の開催、高等技術校での職業訓練等により、学卒者の就業を促進します。

○「ジョブカフェしまね」や「しまね若者サポートステーション」における若年者への職業意識の啓発や職業相談、職場体験などを通じて、若者の職業的な自立を促していきます。

○県内産業を支える人材の育成などに積極的に取り組む一方、第一次産業を中心とした若年者のための産業体験事業を充実するなど、若年者の県内就職を促進します。

○目的を達成するための主な事業

事業名：就職指導の充実		
担当課	教育指導課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	社会人講話や企業見学により高校生の職業観や勤労観を育成するとともに、地元企業等での就業体験により進路意識の高揚を図ります。また、学校と企業との情報交換の場を設けるなど連携を図りながら生徒一人ひとりに対応した就職支援を行います。 ○職業意識啓発セミナー事業 ○企業見学事業 ○インターンシップ事業 ○学校と企業との就職情報交換会
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：学卒者の職業訓練の実施		
担当課	雇用政策課	概要
実施主体	県	専門の技術習得を目指す若年求職者（35歳未満）が技能者として必要な専門的知識を習得して就業に就くために、高等技術校において、若年者コースの各種職業訓練を実施します。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：県内就職の促進		
		概 要（○：主な事業）
担 当 課	しまね暮らし推進課 雇用政策課	○若年者の就業支援を推進するため、職業相談から就職支援セミナー、職業紹介、就職後のフォローアップまでの一貫したサービスを提供する「ジョブカフェしまね」を設置し、県内企業への理解促進やマッチング支援などを行うことにより、若年者の県内就職を促進します。 ○ニート等の若年無業者に対して相談から自立支援までの一貫した支援を行う「しまね若者サポートステーション」を設置し、若者支援のための関係機関のネットワークを整備し、若年無業者の職業的自立を促進します。 ○U I ターン者向けの求職登録及び求人開拓に取り組むとともに、U I ターン者向けの無料職業紹介を行います。また、求職登録者の拡大、求人票の開拓を積極的に進めるため、有資格のキャリアカウンセラーによるきめ細やかな職業相談や総合窓口としての機能を維持・強化していきます。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

基本理念Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

基本施策 4 子育てに関する多様な支援の充実

施策 ① 親子の交流や相談の場の充実

○施策の目的

子育てに関する不安感や負担感を緩和し、安心して子育てができる環境の整備を図る。

○現状と課題

○平成25年度に実施した島根県少子化に関する意識調査から、「子育てに負担や不安を非常に強く感じる・どちらかといえば感じる」と回答した割合が、前回調査（H20年度実施）と比べ5.1ポイント増加しています。（70.1%→75.2%）

○子育てに不安感や負担感を感じている保護者が多いことから、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくりを進める必要があります。

○核家族化、地域社会における結びつきの希薄化により、特に在宅で子育てをしている家庭においては、日常的な支援窓口がまだ充分ではなく、また、子育ての負担をおもに母親が担うなど不安感や孤立感が大きいことから、子育て家庭が身近に利用できる相談窓口や子育てに関する情報提供を行っていく必要があります。

○子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用し、子育てへの不安感や負担感を解消できるよう、助言・相談を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施していく必要があります。

○施策の方向性

○子育てに関する不安感や負担感を緩和し、安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場の設置を促進していきます。

○身近なところで相談・指導・情報提供を受けられることができるよう、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりをおこなうとともに、保護者等が施設・事業等を円滑に利用できるための支援を行っていきます。

○保護者等が施設・事業を円滑に利用できるよう、保護者等と施設・事業の橋渡しをすることができる人材の養成を行います。

○目的を達成するための主な事業

事業名：親子の気軽な交流の場の設置		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村	子育てに関する不安感や負担感、孤立感を緩和し、安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場（子育てサークル等）の活動を支援します。 ○しまねすくすく子育て支援事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：地域の子育て支援機能の充実		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村	子育てに関する不安感・負担感の増大に対応するため、「子育て親子の交流の場の提供」「子育て等に関する相談・援助」「地域の子育て関連情報の提供」を行っている、子育て支援センターに対して必要な経費を補助し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。 また、国補助対象とならない子育て支援センターに対しても必要な経費を補助することで、国基準に基づく子育て支援センターの設置が困難な地域においても、子育て支援機能の充実が図れるよう支援を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：子どもと家庭電話相談室の設置		
担当課	青少年家庭課	概要
実施主体	県	育児やしつけなど子育ての悩みを気軽に相談できるよう、電話相談室を設置します。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：子育てに関する情報提供の充実		
担当課	青少年家庭課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	子育て等に関する必要な情報が得られるよう、インターネットやパブリシティの活用やフリーペーパーの発行を行うとともに、市町村と連携した情報提供の充実を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	○しまねすくすく子育て支援事業

施策② 教育・保育等の提供体制の確保・充実

○施策の目的

地域の教育・保育ニーズに対応した施設の確保や中山間地域における子育て拠点を積極的に支援し、教育・保育等の提供体制の確保・充実を図る。

○現状と課題

- 一部の市町において保育所入所待機児童が生じていることから、待機児童解消のため、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保を図る必要があります。
- 中山間地域等においては、子どもの数の減少等により、保育所の維持が困難な状況が発生しています。また、県全体としても、市町村が実施したニーズ調査結果によると、今後、幼稚園・保育所等を利用する児童は減少していくことが見込まれます。このため、各々の地域の状況に応じた教育・保育、子どもの健やかな育ちが実現できるよう、子育て環境づくりを積極的に支援していく必要があります。
- 質の高い教育・保育、地域型保育事業の提供に当たって基本となるのは人材であるため、幼稚園教諭、保育士等の確保及び養成を総合的に推進していくとともに、研修の充実等による教育・保育に従事する者の専門性を高める等、資質の向上を図る必要があります。
- 就労形態の多様化に伴い、様々な保育ニーズへ対応するために地域子ども・子育て支援事業を充実していく必要があります。
- 放課後児童クラブの利用児童数は年々増加しており、待機児童も発生していることから、小学校の余裕教室の活用等により、地域のニーズに対応した放課後児童クラブの受入れ児童数の確保を図る必要があります。
- また、教育委員会と福祉部局が連携の下、放課後子ども総合プランに基づく取り組みを円滑にすすめるため、放課後児童クラブと放課後子供教室の合同研修の充実等により指導に従事する者の資質の向上を図る必要があります。

○施策の方向性

- 計画に定める区域ごとに、ニーズに対応した認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業、放課後児童クラブ等の定員数（受入れ児童数）の確保を市町村と連携して推進するとともに、運営費の助成を実施します。
- 地域の子どもは地域で育てるという考えのもと、過疎地域においても保育所等の子育て支援の拠点となる施設が継続できるよう、運営費の助成を実施します。
- 多様なニーズに対応するため、地域子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、国基準を満たすことができない小規模な事業に対しても経費の一部を補助することで、中山間地域等における子育て支援の充実を図ります。
- 就職相談会の開催、潜在保育士の就職支援等により保育士の確保に努めます。
- 教育・保育等の質の向上のため、幼稚園教諭、保育士等、子育て支援に係る者の専門性を高める等、資質の向上のための研修の充実を図ります。

- 放課後児童支援員の認定資格研修を実施し、放課後児童クラブに従事する者の確保に努めます。
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の質の向上のため、放課後児童クラブ、放課後子供教室に従事する者の専門性を高める等、資質の向上のための研修の充実を図ります。

○目的を達成するための主な事業

事業名：地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村・民間	市町村と連携し、計画に設定した区域（P99参照）の保育ニーズに対応した施設整備等により、受入れ児童数の確保に取り組みます。 特に、市町村子ども・子育て支援計画に定められた提供体制確保方策を推進するための取り組みについて積極的に支援します。
事業期間	平成27～31年度	○保育所緊急整備事業 ○認定こども園整備事業

事業名：認定こども園、幼稚園、保育所等の運営への支援		
担当課	総務課 青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	認定こども園、幼稚園、保育所等に入所している児童が心身ともに健やかに成長できるよう、子ども・子育て支援法に基づき運営に要する経費を助成するほか、子ども・子育て新制度に入らない私立幼稚園に対しても私学助成金を支給します。 また、過疎地域等において保育所運営が継続できるよう、定員20人で入所児童数が定員に満たない保育所に対して運営に要する経費を助成します。
事業期間	平成27～31年度	○私立学校振興費補助金交付事業 ○しまねすくすく子育て支援事業

事業名：教育・保育等に従事する者の確保		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	幼稚園教諭、保育士等の人材を確保するための取り組みを行い、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等の受入れ態勢の充実を図ります。 ○保育士養成施設新規卒業者確保 ○保育士の就業継続支援 ○保育士・保育所支援センター設置 ○再就職前研修の実施 ○保育士修学資金貸付事業 ○認可外保育施設保育士資格取得支援事業 ○保育士採用2～5年目研修
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：教育・保育等に従事する者の質の向上		
担当課	青少年家庭課 教育指導課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者への研修を行い、教育・保育の質の向上を図ります。 また、研修を通じて、幼稚園及び保育所と小学校等との連携のための取り組みの促進を図ります。 ○保育士現任研修（中堅コース） ○保育所指導的職員研修 ○乳児保育推進研修 ○障がい児保育推進研修 ○就学前人権・同和教育講座 ○幼保小連携講座 ○就学前の気にかかる子どもの理解と支援講座 ○子育て支援員研修 ○地域子育て支援センター担当者研修 ○ファミリー・サポート・センター担当者研修会 ○子育て支援者スキルアップ講座（障がい児の預かり人材養成講座）
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：多様なニーズに対応した子育て支援事業の充実		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村・民間	子育て中の保護者とその家庭の多様なニーズに対応できるよう、子育て支援事業に要する経費を補助することで事業を推進し、子育てと仕事の両立や子育て不安の解消を図ります。 また、国基準を満たすことができない小規模な事業等に対して経費を助成することで、中山間地域等でも多様なニーズに対応した子育て支援事業が実施できるよう支援を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	○地域子ども・子育て支援事業 ○しまねすくすく子育て支援事業

事業名：教育・保育の情報の公表		
担当課	青少年家庭課	概要
実施主体	県	施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促すとともに、保護者が多様な施設から利用する施設が選択できるよう、必要な情報の公開を行っていきます。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：放課後児童健全育成の推進		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村・民間	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、学校の余裕教室や児童館等を利用して遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブの運営等に要する経費を助成し、子育てと仕事の両立や子育て支援の推進を図ります。 また、国基準を満たすことができない小規模な事業等に対して運営等に要する経費を助成することで、中間地域等における放課後児童クラブの運営を支援します。
事業期間	平成 27～31 年度	○放課後児童健全育成事業 ○しまねすくすく子育て支援事業

事業名：放課後児童健全育成に従事する者の質の向上		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村・民間	<p>子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブに従事する者の半数は放課後児童支援員であることが求められることから、放課後児童支援員の認定資格研修を実施します。</p> <p>また、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に従事する者等への合同研修を実施し、放課後児童クラブ・児童館等における活動の質の向上を図ります。</p> <p>○放課後児童支援員認定資格研修 ○放課後子ども総合プラン研修会</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

施 策 ③ 経済的負担への対応

○施策の目的

児童手当の給付、保育料の軽減、乳幼児等の医療費の自己負担の軽減や特定不妊治療費の助成等、子育てに関する経済的支援を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりを推進する。

○現状と課題

- 島根県少子化に関する意識調査によると、「理想の子どもの数」と「実際に予定している子どもの数」に差が生じていますが、その理由は「子どもを育てるのにお金がかかる」が第1位となっています。
- 行政に期待する施策では「子育てに伴う経済的負担を軽くする」が最も高くなっています。経済的負担の軽減の施策で期待されているのは、「教育費」、「保育料」が上位となっていることから、これらの経済的負担の軽減を図る施策を実施していく必要があります。
- 経済的負担の軽減は全国的な課題であり、税制や社会保障制度での対応など、国レベルでの抜本的な取り組みが必要ですが、県では、第3子以降3歳未満児の保育料の軽減や医療費の助成など、独自の軽減策を行っています。
- 乳幼児等医療費の助成については、就学前までの幼児等の入通院等に対する助成事業を全市町村で実施しています。
- 技能習得や就学に際しては、生活福祉資金貸付制度や奨学金制度を積極的にPRし、利用の促進を図る必要がある。

○施策の方向性

- 児童手当の給付、保育料の軽減、乳幼児等医療費の自己負担軽減を行うことで、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。
- 特定の不妊治療（体外受精・顕微授精）に対する助成を行い、子どもを生ま育てたいと考えている夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
- 高校生等に対する奨学金の貸し付け、教育費に充てるための給付金の支給等を通して教育費の経済的負担に対応するとともに、教育の機会均等を図ります。

○目的を達成するための主な事業

事業名：児童手当の給付		
担当課	青少年家庭課	概 要
実施主体	国・県・市町村	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校終了までの児童を養育している者に対し支給される児童手当の財源の一部を児童手当法に基づく負担割合で負担します。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：保育料の軽減		
担当課	青少年家庭課	概 要（○：主な事業）
実施主体	市町村	保育所等に入所する児童を持つ世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため、第3子以降3歳未満児の保育料を軽減するために必要となる経費の一部を補助します。 ○第3子以降保育料軽減事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：乳幼児等医療費の助成		
担当課	健康推進課	概 要
実施主体	市町村	乳幼児等の医療費の自己負担を軽減し、医療を受けやすくするとともに、子育てに係る負担の軽減を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：特定不妊治療費の助成		
担当課	健康推進課	概 要
実施主体	県	体外受精及び顕微授精の治療を受けている戸籍上の夫婦に対し、治療1回につき15万円（治療法によっては7万5千円）を上限として6回まで助成し、経済的負担の軽減を図ります。 （平成27年度までは従前制度の経過措置期間）
事業期間	平成27～31年度	

事業名：生活福祉資金の貸付		
担当課	地域福祉課	概 要
実施主体	民間	低所得者世帯に属する者等の経済的負担に対応し、経済的自立及び生活意欲の助長の促進を図るため、就学や技能を習得するのに必要な経費等に対し、生活福祉資金の貸し付けを行います。
事業期間	平成27～31年度	

事業名：奨学のための給付金の給付		
担当課	学校企画課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	特に教育費負担の大きい低所得者世帯に対して、教育費に充てるための給付金を支給することにより、高校生等の就学を支援します。 ○高等学校等就学支援事業
事業期間	平成27～31年度	

事業名：島根県高等学校等奨学金の貸付		
担当課	学校企画課	概要（○：主な事業）
実施主体	(公財) 島根県育英会	保護者の経済的負担に対応し、教育の機会均等を図るため、高等学校奨学金の貸し付けを行います。
事業期間	平成 27～31 年度	○島根県高等学校等奨学事業

事業名：生活支援資金（教育支援、育児・介護休業者支援）の制度融資		
担当課	雇用政策課	概要
実施主体	民間	県内の事業所に勤務し、又は県内に居住する労働者が、低利な融資が受けられるようにするため、勤労者支援資金（教育支援資金、育児休業者支援資金及び介護休業者等支援資金）を金融機関に預託します。
事業期間	平成 27～31 年度	

基本施策5 子どもを守り育てる仕組みづくり

施策① 子どもと家庭の相談体制の強化

○施策の目的

子どもたちを守るとともに、健やかな成長を保障するために相談体制の充実・強化を図る。

○現状と課題

- 妊娠や出産、育児に悩む者が気軽に相談できるような相談窓口の設置や、適切に支援機関につながる取り組みを強化していく必要があります。
- 要保護児童対策地域協議会は全市町村に設置されていますが、構成機関相互の役割分担や連携、調整機関の機能強化により、協議会をより効果的に活用し、養育支援を必要とする子どもや家庭に適切に支援ができる体制をつくる必要があります。
- 子どもや家庭に関する問題が、複雑化、困難化している中、児童相談所の役割がますます大きくなっており、適切な対応を行うためには、人員の確保や専門性の向上など児童相談所の体制強化を図る必要があります。
- 障がいの診断のつかない子どもへの支援が難しい状況にあることから、関係機関が連携を密にして支援の取り組みを進めていく必要があります。
- 障がいがあるなど特別な支援が必要な子どもに対して、地域における保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、各種施策が体系的かつ円滑に実施することができるよう体制を整備していく必要があります。
- 特別支援学校の専門性は充実してきており、センター的機能における相談や訪問・助言回数は増加傾向にあり、特にセンター的機能の高等学校におけるニーズが高まってきています。一方で、高等学校における特別支援教育推進の現状が十分に把握できていない状況があるため、今後、高等学校のセンター機能の関わりを深めていく必要があります。
- ひとり親家庭等が増加する中、就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱えるひとり親家庭等の自立を推進するとともに、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、これまでの経済的支援中心の支援から、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保・面会交流の支援などを含む総合的な支援が必要となっています。このため、ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策・取り組みについての情報提供を行っていく必要があります。
- 子どもの進学や就職への悩みを抱えるひとり親等が多いことから、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、学習支援や児童訪問援助等、ひとり親家庭等の児童を対象とした支援の拡充を行っていく必要があります。

○施策の方向性

- 市町村の児童相談体制の強化を支援するとともに、児童相談所の専門性を高め、市町村をはじめ児童委員等の関係機関と連携しながら、子どもと家庭の相談に適切に対応できる体制を充実させま

す。

○障がいのある児童又は心の問題を抱える児童がいる家庭が安心して地域生活を送ることができるよう相談支援体制の充実を図ります。

○市町村が配置するスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携を行い、相談体制の充実を図ります。

○ひとり親家庭等に対して、母子・父子自立支援員による総合的な相談や、島根県母子・父子福祉センターによる各種相談の充実を図ります。

○ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、市町村、関係機関と連携した相談支援体制の充実や施策・取り組みについての情報提供などし、総合的な支援を行います。

○親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある児童の心の支えとなる児童訪問援助員派遣の取り組みを推進します。また、世代間の貧困の連鎖を防止するために、学習支援ボランティア等の派遣による学習支援など、子供の貧困対策に関する大綱に基づき、関係機関と連携しつつ子どもに対する支援の取り組みを推進します。

○目的を達成するための主な事業

事業名：乳児家庭に対する支援の充実		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握、養育についての相談・助言等を行っている市町村へ、事業実施に関わる経費の助成を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	○乳児家庭全戸訪問事業

事業名：市町村児童相談体制の強化支援		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	各市町村の要保護児童対策地域協議会（事務局）への専門職員の配置を促進し機能強化を図るため、専門研修を実施したり、市町村間の連絡調整や情報提供などを行います。 また、養育支援の必要な子どもや家庭を地域全体で支える取り組みを進めるため、住民の身近な支援者である主任児童委員を対象とした研修を実施します。
事業期間	平成 27～31 年度	○市町村相談体制支援事業 ○児童委員活動

事業名：児童相談所の専門性の向上		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	子どもと家庭の相談に適切に対応するため、児童相談所の職員体制を強化し、職員の資質向上に取り組みます。 子どもの社会性や自立性を伸ばすため、地域資源を活用した社会体験活動や家庭生活体験事業を実施します。 また、保護が必要な児童に対して、必要な支援を実施できるよう一時保護所の運営等の支援事業を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	○子どもと家庭特定支援事業

事業名：障がい児やその家族に対する相談・情報提供体制の充実		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村	障がい児やその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、各種相談やサービス調整（障害児支援利用計画）、情報提供等を行うとともに、地域自立支援協議会において、支援体制の構築、資源の開発を進めていきます。
事業期間	平成 27～31 年度	○相談支援事業

事業名：心の問題を抱える子どもや家族に対する相談支援体制の充実		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	心の問題を抱える子どもが早い段階で身近な地域において専門的な診療や必要な療育支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携して相談支援体制の充実を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	○子どもの心の診療ネットワーク事業

事業名：障がい児やその家族等に対する専門的な相談・療育指導体制の充実		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	障がい児やその家族の地域における生活を支援するため、障がい児（者）施設が有する専門性を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられる機能の充実に図ります。 ○障がい児等療育支援事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：特別支援学校センター機能の充実		
担当課	特別支援教育課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	特別支援学校において、特別な支援を要する地域の幼児、児童生徒とその保護者及び幼保小中高等学校からの相談に応じ、地域における相談支援の充実に図ります。 ○特別支援学校センター機能充実事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：ひとり親家庭等への相談支援体制の充実		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	ひとり親家庭等は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせることで総合的な相談・支援を行うことが必要である。そのため、個々のひとり親家庭のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度に繋げられるよう、適切に相談に対応するとともに、情報提供の充実に努めます。併せて、関係機関との連携により、母子父子自立支援員等の資質向上を図ります。 ○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○島根県母子・父子福祉センターによる各種相談事業
事業期間	平成 27～31 年度	

施策② 児童虐待防止対策の充実強化

○施策の目的

児童虐待から子どもを守るため、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援と各段階で切れ目のない総合的な支援を行う。

○現状と課題

- 児童相談所及び市町村における児童虐待に関する新規の相談対応件数は、全国的に増加し続けており、虐待による死亡事例も後を絶たない状況です。県内の新規件数は、高止まり傾向にありましたが、平成25年度は9年ぶりに200件を下回りました。
- 児童虐待の種別としては、心理的虐待が最も多く、虐待者で最も多いのは実母となっています。
- 児童虐待の未然防止や早期発見のためには、乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業による支援等を行い、必要に応じて児童家庭相談の窓口や要保護児童対策協議会につなげることが重要です。
- 児童虐待の発生や深刻化を予防するためには、妊娠期から、気になるレベルで早期に適切な支援を行うなど、妊娠・出産・子育てに関して相談しやすい体制を充実する必要があります。
- 市町村で実施する乳幼児健康診査や予防接種などは、子どもの健康状態を確認でき、母親等の育児相談にも応じられる機会であることから、健康診査未受診等の家庭については、関係機関の連携により適切に子どもの状況把握等を行う必要があります。
- 児童虐待について早期に適切に対応するためには、市町村、児童相談所、保健所、学校、警察、医療機関などの関係機関がより一層、連携強化し、虐待の予防から早期発見・早期対応、親子の再統合、自立支援に向けた取り組みを強化する必要があります。
- 児童虐待の早期発見のためには、ひき続き、通告の義務や通告先、相談窓口などについて広く県民に周知し、虐待防止に取り組む機運の醸成を図る必要があります。
- 児童虐待による死亡事案等、重大事案が起こった場合には検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援する必要があります。

○施策の方向性

○虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援の各段階において、保健・福祉・医療・教育・警察等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を行い、子どもを虐待から守る地域ぐるみの支援体制の充実を図ります。

○目的を達成するための主な事業

事業名：養育支援訪問事業		
担当課	青少年家庭課	概 要 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言等を行っている市町村へ、事業実施に関わる経費の助成を行います。
実施主体	市町村	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：母子生活支援施設・児童相談所との連携		
担当課	青少年家庭課	概 要（○：主な事業） 相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。 支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいたった取り組みを行います。 ○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○関係機関との連携及び利用 ○母子生活支援施策の活用
実施主体	県・市町村	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：発生予防・早期発見・早期対応のための機能強化		
担当課	青少年家庭課	概 要（○：主な事業） 児童虐待対応において最優先すべきは子どもの安全確認・安全確保であり、日頃から市町村、保健所、学校、警察、医療機関など関係機関と積極的に情報共有します。 また、法律・医療の専門家の助言を得たり、虐待対応機能強化のための研修を実施するなど、児童相談所のスキル向上に努め、地域ぐるみで子どもを見守る体制を強化します。 ○児童相談所虐待対応機能強化事業
実施主体	県・市町村・民間	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：子どもを虐待から守る意識の啓発		
担当課	青少年家庭課	<p style="text-align: center;">概 要（○：主な事業）</p> <p>県民に対して、児童虐待防止の重要性や地域での取り組みの必要性を広く周知するため、メディアでの広報や街頭キャンペーンを実施します。また、子どもが気軽に相談できる子ども専用電話相談事業に対する支援を行います。</p> <p>○虐待防止地域連携強化事業 ○子どもと家庭電話相談</p>
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

施策③ 社会的養護体制の推進

○施策の目的

社会的養護体制の質・量の拡充を図る。

○現状と課題

- 平成23年7月、国は「社会的養護の課題と将来像」において、「社会的養護は、原則として家庭的養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要がある」とされ、社会的養護を必要とする児童に「あたり前の生活」を保障していくことが重要であるとされました。
- 県内の社会的養護の状況は、里親委託率が全国的に比べると高いものの、児童養護施設等の大規模施設での養護の比重は、社会的養護全体の65%と半分以上を占めています。今後、県内の社会的養護が必要となる児童（以下、「社会的養護児童」という。）数は増加すると見込まれることから、県としても社会的養護の充実を図る必要があります。
- 社会的養護児童には、虐待を受けたり、発達障がい、知的障がい、情緒障がい等のある子どもが増えてきており、子どもの特性に応じた専門的ケアの充実及び、それを提供する人材の確保が必要になっています。
- 虐待のリスクの高い望まない妊娠等については、市町村や医療機関との連携により里親や養子縁組の制度周知をすることも必要です。
- 家族機能の回復が進まず、つながりが希薄なまま、施設入所や里親委託が長引くことが少なくありません。また、社会的養護児童数の増加は、家庭や地域の養育力の低下が原因であると指摘される中、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える体制を構築する必要があります。
- 家族から離れて暮らす社会的養護児童にとって、施設や里親等は、安全で安心な生活の場である事が大切です。
- 社会的養護児童が社会において自立していけるように、入所中から退所後も、適切な援助を行う必要があります。
- DV被害の母子、経済的に困窮している母子等に対しては、児童相談所や女性相談員等の関係機関が連携した支援や、母と子が一緒に生活しつつ支援ができる母子生活支援施設を活用した支援を行っていく必要があります。

○施策の方向性

- 児童養護施設等の本体施設定員を減らし小規模化をすすめるとともに、地域小規模児童養護施設を設置し、地域分散化を図ります。また、家庭養護を推進するために、里親登録者を増やすとともにファミリーホームを新設し、里親委託の増進を図ります。
- 虐待を受けた子どもや障がいがある子どもなど、その特性に応じた個別対応が必要な子どもに対し、専門的ケアの充実を図ります。併せて、施設の小規模化に対応した人員を配置し、子どもの発達段階に応じたケアを行える人材を養成します。

- 家族機能の回復を図り、家庭復帰を進め、併せて、復帰後のケアを実施します。また、施設や里親の子育てに関する専門的知識・スキルを活かして、育児に不安を抱える保護者への支援や、市町村が実施する子育て短期支援事業への支援など、地域の子育支援の拠点となるような取り組みを行います。
- 被措置児童の虐待防止及び虐待が発生した場合の早期発見・早期対応及び再発防止策のシステム化を実施します。
- 社会的養護児童の職業観・勤労観を育成し、幅広い職業選択が図れるようにするとともに、施設退所後の就労や社会生活等が円滑かつ安定したものとなるような体制づくりを支援します。
- ひとり親家庭、DV被害の母子、経済的に困窮している母子等の生活の安定や経済的な自立及び子どもの心身の健やかな成長を支援するため、母子・父子自立支援員による総合的な相談の充実を図ります。併せて、関係機関との連携、母子生活支援施設の活用等の支援を実施します。

○目的を達成するための主な事業

事業名：里親委託等の推進		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	ファミリーホーム（養育者の住居で行う里親型のグループホーム）を設置するなど、里親委託率の向上を目指します。 そのために、里親制度の広報・周知や里親に対する研修・相談体制を充実するとともにファミリーホーム設置者に対して措置費の支弁や住居改修費用等による支援を行います。 新規の里親登録者の開拓と里親委託を促進し、登録里親の支援を行うため、里親会に里親支援機関事業を委託し、協働して、里親支援のための里親家庭訪問活動、里親制度の広報啓発活動、里親・里子交流会、施設訪問などの事業を実施します。
事業期間	平成 27～31 年度	○里親委託児童支援事業

事業名：小規模グループケアの設置・運営への支援		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化を図ります。 設置する社会福祉法人等に対して、措置費の支弁や施設整備の支援とともに専門的ケアの充実及び人材の確保・育成、自立支援の充実、家族支援及び地域支援の充実、そして子どもの権利擁護の推進など、家庭的養護推進のための支援を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	○施設入所児童支援事業

事業名：地域小規模児童養護施設の設置・運営への支援		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	地域小規模養護施設の設置拡大により、施設機能の地域分散化を進め、地域支援へと拡大、施設の役割を大きく発展させます。設置する社会福祉法人等に対して、措置費の支弁や施設整備の支援を行うとともに、専門的なケアの充実及び人材の確保・育成、自立支援の充実、家族支援及び地域支援の充実、そして子どもの権利擁護を推進します。
事業期間	平成 27～31 年度	○施設入所児童支援事業

事業名：母子生活支援施設・児童相談所との連携（再掲）		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。 支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいれた取り組みを行います。
事業期間	平成 27～31 年度	○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○関係機関との連携及び利用 ○母子生活支援施策の活用

施策④ 人権が尊重される社会の実現

○施策の目的

すべての子どもの権利が尊重され、健やかな育ちが等しく保障される社会の実現を図る。

○現状と課題

- 子どもが人格をもった一人の人間として尊重されるためには、すべての人々が、子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解する必要があります。
- 人権が尊重される社会を実現するためには、人格形成期において、他人を思いやる心、命の大切さ、ノーマライゼーションの理念、互いの差異を認めながらともに生きていくことの重要性など、豊かな人権感覚に裏付けられた「福祉の心」を育てていく必要があります。
- 児童虐待問題の深刻化、障がいのある子どもへの差別、ひとり親家庭等の子どもに対する偏見や差別等の問題を解決するためには、県民自らが人権問題を自分自身の問題として捉え、人権尊重に向けて主体的に取り組む気運を醸成する必要があります。
- ひとり親家庭等を取り巻く地域社会の中で周囲の理解不足による孤立、就職に対する社会の無理解、住宅確保の困難等の問題を解消するために、国及び関係機関と連携し、地域社会や事業主等への普及啓発を行っていく必要があります。

○施策の方向性

- すべての年齢層を対象とした人権問題に関する多様な学習機会の提供などを通して、地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めていく取り組みを進めます。
- 幼児期からの発達の段階や地域の実情等を踏まえ、人権尊重についての理解を深める教育を行うとともに、家庭や地域と連携しながら、一人ひとりの子どもの学ぶ権利が保障された、学校・学級づくり等を進めることにより、互いの人権を尊重し、望ましい人間関係を築いていこうとする意識・意欲を高める取り組みを進めます。
- 障がいのある者やひとり親家庭等に対する差別が解消され、児童の生命に対する固有の権利が保障され、教育を受ける権利等が差別なしに尊重され、確保される社会の実現を図ります。

○目的を達成するための主な事業

事業名：人権教育の推進		
担当課	人権同和対策課	概要 子どもたち一人ひとりが将来をたくましく切り拓いていく力を育むとともに、様々な人権問題の解決に向けて主体的に行動できる子どもの育成をめざし、「進路保障」を柱とする人権教育を推進します。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：人権啓発事業		
担当課	人権同和対策課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	<p>人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識を高めるため、小学校・中学校・高等学校及び特別支援校の児童・生徒から人権啓発に関するポスターを募集し、優秀作品を広く紹介します。また、子どもから大人まで楽しみながら人権問題について学ぶイベントの開催や、学校・地域等へ啓発資料を貸し出すなどの人権啓発事業を実施します。</p> <p>○人権啓発ポスター募集事業 ○「しまね人権フェスティバル」開催事業 ○人権に関する図書・DVD・パネル貸出事業</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：人権研修事業		
担当課	人権同和対策課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	<p>女性、子ども、障がいのある人などさまざまな人権課題に対する理解と認識を深めるため、県・市町村行政関係者等に対する人権研修を実施します。また、地域・企業等で開催される人権研修に啓発指導講師を派遣します。</p> <p>○県・市町村行政関係者研修事業 ○啓発指導講師派遣事業</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：教職員研修の充実		
担当課	人権同和対策課	概 要
実施主体	県	<p>教職員の人権感覚を高め、一人ひとりの人権が大切にされる教育現場を実現するために、保育所及び学校の教職員に対する研修の充実を図ります。</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：人権啓発の推進		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	幼稚園、保育所、学校、地域、職場あるいは家庭などあらゆる場において、人権教育・啓発が行われるよう、取り組むべき施策を明らかにし、人権に視点を置いた総合的な取り組みを推進します。 ○人権問題解消に向けた啓発の推進
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：職員等への研修等の実施		
担当課	青少年家庭課	概要
実施主体	県	関係職員及び各種相談員等に対する研修の実施を通じて人権意識の一層の向上に努めるとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、人権尊重に向けて主体的に取り組んでいきます。
事業期間	平成 27～31 年度	

基本施策6 特に支援が必要な子どもや家庭への対応

施策① ひとり親家庭等の自立支援の推進

○施策の目的

ひとり親家庭等が安心して暮らすことができるよう、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等、総合的な自立支援を推進する。

○現状と課題

- ひとり親家庭等の自立の促進と生活の安定を図るためには、これまでの経済的支援中心の支援から、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等を含む総合的な対策へ転換していく必要があります。
- ひとり親家庭等が増加傾向にある中で、就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱えるひとり親家庭等の自立を促進していく必要があります。
- ひとり親等が抱える様々な困り事の上位に、子どもの進学や就職などがあります。
- ひとり親等本人の年間就労収入は低く、母子家庭のみならず父子家庭も経済的に厳しい状況に置かれています。また、ひとり親等の多くが非正規雇用で働き、稼働所得が不十分であることや、就業の希望も様々であることから、個々のひとり親家庭等の置かれた状況に応じたきめ細かな就業支援を行っていく必要があります。
- 子どもの進学や就職への悩みを抱えるひとり親等が多いことから、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、学習支援や児童訪問援助等、ひとり親家庭等の児童を対象とした支援の拡充を行っていく必要があります。
- ひとり親家庭等は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせる総合的な相談・支援を行う必要があります。また、相談窓口や支援策を知らないために、必要な支援が受けられないことがないように、相談窓口や支援策を周知していく必要があります。
- DV被害の母子、経済的に困窮している母子等に対しては、児童相談所や女性相談員等の関係機関が連携した支援や、母と子が一緒に生活しつつ支援ができる母子生活支援施設を活用した支援を行っていく必要があります。
- 平成24年の民法改正により、協議離婚の際に父母が定める事項として「養育費の分担」と「面会交流」が規定されましたが、その取り決め・履行が十分に進んでいない現状があります。

○施策の方向性

- 子育てと生計の担い手という二重の役割を1人で担うひとり親家庭等の生活の安定を図り、経済的な自立に向けた支援を行うとともに、子どもが心身ともに健やかな成長をしていくため、子育て・生活支援や、養育費確保・面会交流の支援及び経済的支援を柱とした総合的な支援を行います。
- 仕事と子育ての両立には子育て・生活支援が不可欠であることから、子ども・子育て支援法に基づ

く支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進します。また、安心・安全な生活を営むことができるよう、入居債務保証支援事業を活用し社会福祉協議会等との連携により住宅確保に向けた支援を行います。

○各種職業訓練や就業支援給付金について広く周知するほか、市町村、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等と連携し、巡回相談や母子・父子自立支援プログラムの積極的な活用を図ります。また、より安定的な雇用や収入を確保することで経済的自立が図られるよう支援を行います。

○就業やより良い条件での転職を支援し、就業により収入を安定的に確保するため、高卒認定試験講座を受講するひとり親等に対し、受講費用の一部を支給するなど、学び直しの支援を行います。

○ひとり親家庭等にとって重要な経済的支えとなっている児童扶養手当について広く周知を図り、適切な支給を行います。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを希望するひとり親家庭に対し、生活の安定と自立への支援が図られるよう、福祉サービスの一環として母子父子寡婦貸付金を活用するとともに、貸付後のひとり親家庭等の事情変化を捉えた適切な情報提供など、継続した支援を行います。

○個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度につなげられるよう相談窓口や支援策を周知し、適切な相談対応を行うとともに、情報共有の充実に努めます。併せて、市町村や関係機関との連携により、母子・父子自立支援員等の資質向上を図ります。

○市町村福祉事務所の窓口就業支援の専門性を確保するため、地域の実情に応じて「就業支援専門員」を配置するなど、母子・父子自立支援員等と連携した総合的な支援体制を構築・強化するための取り組みを推進します。

○親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある児童の心の支えとなる児童訪問援助員派遣の取り組みを推進します。また、世代間の貧困の連鎖を防止するために、学習支援ボランティア等の派遣による学習支援など、子供の貧困対策に関する大綱に基づき、関係機関と連携しつつ子どもに対する支援の取り組みを推進します。

○相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、母子・父子自立支援員や児童相談所、母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。その際、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の積極的な活用を働きかけます。

○子どもの自尊感情や心の安定をはぐくむため、また、離れて生活する親との絆を継続させるため、養育費確保と面会交流の必要性について周知啓発を図るとともに、離婚に関する相談や届出などの機会を捉えて、専門家による無料法律相談の利用を促し、専門家と連携し心理面に沿った段階的な支援を行うなど、関係機関や民間団体と連携し養育費確保と面会交流の支援を行います。

○目的を達成するための主な事業

事業名：子育て・生活支援の充実		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進していきます。
事業期間	平成 27～31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○母子生活支援施設における生活及び自立支援 ○身元保証人確保対策事業 ○ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施 ○ひとり親家庭等生活支援事業の実施 ○公営住宅における優先入居の推進

事業名：就業支援		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	各種職業訓練や就業支援給付金についての周知、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等労働関係機関との連携による巡回相談や母子自立支援プログラムの積極的な活用等、ひとり親家庭等の状況に応じたきめ細やかな就業支援により、経済的自立が図られるよう支援します。
事業期間	平成 27～31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○母子家庭等就業・自立支援センターによる支援 ○母子・父子自立支援プログラム策定事業 ○公共職業訓練の実施 ○就業支援講習会 ○母子・父子自立支援員による就業相談 ○準備講習付き職業訓練 ○母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業

事業名：就業機会の拡充		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	<p>雇用の場の創出や様々な主体による主体による就業支援など、社会的な取り組みへの機運を醸成します。</p> <p>○ひとり親家庭等の親の雇用に関する事業主への働きかけ</p> <p>○公共施設における雇用の促進</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：養育費確保・面会交流の支援		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	<p>子どもの自尊感情や心の安定をはぐくむための養育費確保と面会交流の必要性について周知啓発を図るとともに、関係機関や民間団体との協力により、離婚に関する相談や届出などの機会を捉えて、専門家による無料法律相談の利用を促すなど、養育費と面会交流の確保に向けた支援を行います。</p> <p>○養育費確保・面会交流に向けた啓発の推進</p> <p>○法律相談事業の実施</p> <p>○ひとり親家庭等生活向上事業</p> <p>○母子家庭等就業・自立支援センター事業（養育費相談）</p> <p>○関係機関との連携及び利用</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：経済的支援の充実		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	ひとり親家庭等にとって重要な経済的支えとなっている児童扶養手当について広く周知を図り、適切な支給を行います。 また、母子寡婦福祉資金貸付の対象が新たに父子家庭へ拡大されることから、対象者への周知徹底を図ります。 資金貸付を希望するひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立への支援が図られるよう、福祉サービスの一環として母子父子寡婦福祉資金を活用するとともに、貸付後の事情変化を捉えた適切な情報提供など、継続した支援を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	○母子父子寡婦福祉資金の貸付 ○福祉医療費助成の実施 ○各種減免制度・奨学金制度の実施 ○児童扶養手当の給付 ○保育所保護者負担金の減免 ○生活福祉資金の貸付

事業名：ひとり親家庭等への相談支援体制の充実		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	ひとり親家庭等は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多いため、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせて総合的な相談・支援を行う必要があります。 このため、個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度に繋がられるよう、適切に相談に対応するとともに、情報提供の充実に努める。併せて、関係機関との連携により、母子父子自立支援員等の資質向上を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○島根県母子・父子福祉センターによる各種相談事業

事業名：母子生活支援施設・児童相談所との連携（再掲）		
担 当 課	青少年家庭課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。 支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいれた取り組みを行います。
事業期間	平成 27～31 年度	○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○関係機関との連携及び利用 ○母子生活支援施策の活用

施策② 障がい児への支援の推進

○施策の目的

○市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的かつ広域的観点からの支援を行うとともに、教育体制の整備を図る等総合的な取り組みを進める。

○現状と課題

- 障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制を構築していく必要があります。
- 障がい児への支援について、各教育機関において特別支援教育体制の整備が進み、各校種で連携した支援が実施されるようになってきているものの、中学校から高等学校の連携や、高等部卒業生の就労段階における支援が十分とはいえない状況があるため、支援を強化していく必要があります。
- 特別支援学校において、職業教育として外部人材を活用した進路学習の充実、キャリア教育の推進、就業支援として進路開拓や関係機関との連携に取り組んでいるが、知的障がい特別支援学校高等部の生徒の増加や障がい重度・多様化に伴い、現場実習先や職場開拓の拡充を行う必要があります。

○施策の方向性

- 障がいの早期発見から療育、教育、就労等のライフサイクル全般において、関係機関の連絡協力による体制を整備し、障がい児に対する適切な住宅サービスや経済的支援を行います。
- 様々な障がいの特性や必要な配慮に関する理解の促進を図り、障がい児が暮らしやすい地域づくりを進めます。
- 発達障がいについては、発達障害者支援センターの機能を強化し、市町村を中心とした地域体制の整備、中核となる人材の育成、発達障がいに関する啓発や情報提供等を行い支援の充実を図ります。
- 障がい児一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた適切な教育的対応を図ります。

○目的を達成するための主な事業

事業名：障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進		
担当課	障がい福祉課	<p style="text-align: center;">概 要（○：主な事業）</p> <p>県民が、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していくための取り組みを実施し、障がい児をはじめ誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）づくりを進めていきます。</p> <p>○「あいサポート運動」事業</p>
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：障がい児在宅サービスの充実		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村	<p>障がい児やその家族が住み慣れた地域でいきいきと生活ができるよう、障がい児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、居宅介護、短期入所（ショートステイ）、障がい児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられる体制の充実を図ります。</p> <p>○障害児通所支援事業 ○障害福祉サービス事業 ○地域生活支援事業</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：障がい児への経済的な支援		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	<p>在宅の重度の障がいのある児童を監護・養育する者に対する特別児童扶養手当や重度の障がい児に対する障害児福祉手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>○特別児童扶養手当支給事業 ○障害児福祉手当支給事業</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：発達障がい児支援体制の整備		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	<p>地域の医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携し、発達障がいの早期発見・早期療育による一貫した支援を行うとともに、発達障がい者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。</p> <p>○発達障がい者支援体制整備事業</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：高次脳機能障がい児支援体制の整備		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	障がい保健福祉圏域ごとに支援拠点を設置し、頭部外傷や脳血管障がいなどの原因により、言語や記憶などの機能に障がいが起こり、日常生活、社会生活への適応が困難となる高次脳機能障がい児やその家族に対し支援を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	
		○高次脳機能障がい者支援事業

事業名：極めて重度の障がい児への支援		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童やその家族の地域生活を支援するため、短期入所（ショートステイ）や日中一時支援等のサービスが提供できる体制を整備するとともに、専門的療育やリハビリが受けられない地域に専門職員を派遣するなど、身近な地域で必要な支援が受けられる体制の充実を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	
		○重症心身障がい児（者）在宅サービス提供体制整備事業 ○重症心身障がい児（者）巡回等療育支援事業

事業名：放課後健全育成		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	放課後及び長期休暇期間に、空き教室等を利用して特別支援学校に通学する在宅の児童・生徒を預かり、保護・養育を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	
		○ハッピーアフタースクール事業

事業名：放課後児童クラブの障がい児受入れ推進		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村	放課後児童クラブにおける、障がい児の受入れを推進するために、専門的知識等を有する指導員を配置するクラブに対して、必要な経費の補助を行います。 また、国補助対象とならない小規模な放課後児童クラブが障がい児を受入れた場合に係る経費を補助することで、小規模なクラブでの障がい児の受入れの推進を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	○放課後児童健全育成事業 ○しまねすくすく子育て支援事業

事業名：特別支援教育体制の総合的な推進		
担当課	特別支援教育課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	保育所、幼稚園から高等学校までの障がいのある幼児児童生徒に対し、個別の教育支援計画に基づく、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援を行います。 ○特別支援教育体制整備推進事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：特別支援学校の進路開拓		
担当課	特別支援教育課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	特別支援学校高等部で就労を希望する生徒が就労できるよう、就業に向けた知識技能の向上を図るため、企業等での現場実習を行います。 また、生徒の就労についての理解及び就労の場を確保するため、職場開拓や進路開拓推進協議会を開催します。
事業期間	平成 27～31 年度	○特別支援学校職業教育・就業支援事業

事業名：障がい児等保育対策		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村	障がい児等の受入に積極的に取り組む保育所等に保育士の配置や受入れ体制整備にかかる経費を補助することで、障がい児等の保育の促進を図ります。 ○しまねすくすく子育て支援事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：障がい児の預かり事業		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村	専門的な知識をもって子どもの預かりなどの援助を行える者の養成・登録、相互援助活動の調整等を行う場合にかかる経費を補助することで、障がい児の預かり事業の充実を図ります。 ○しまねすくすく子育て支援事業
事業期間	平成 27～31 年度	

基本理念Ⅳ 安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

基本施策 7 子どもと親の健康の確保

施策 ① 母子保健等の充実

○施策の目的

保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携により、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る。

○現状と課題

- 周産期死亡率や乳児死亡率は減少傾向にありますが、近年はその減少傾向が鈍化しています。また、出生数は減少し、低出生体重児は増加傾向にあります。医療的ケアを必要とする児や長期に療養を必要とする児童などハイリスク児への対応が必要となってきました。
- 母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤として、妊娠や出産、乳幼児の健康のための支援を行う等、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する必要があります。
- 安全・快適な妊娠・出産、母親と子どもの健康保持と増進を図るためには、産婦人科医、小児科医等の確保を進める必要があります。

○施策の方向性

- 乳幼児健診等による疾病の早期発見や専門相談指導の推進、未熟児等ハイリスク児対策の充実、障がい児等への医療費助成など、乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる体制の整備を図ります。
- 安全・快適な妊娠・出産、母親と子どもの健康保持と増進ができる環境づくりを推進し、子どもや母親の健康確保に努めます。

○目的を達成するための主な事業

事業名：お産安心ネットワーク事業		
担当課	健康推進課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	<p>周産期（妊娠後期から新生児早期）において高度専門的な医療を効果的に提供する医療体制の確保を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。</p> <p>○周産期医療ネットワーク構築事業</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：医療的ケア必要児等ハイリスク児対策の充実		
担当課	健康推進課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	<p>医療的ケア必要児等の退院後の家庭生活支援を円滑に行うため、医療機関と保健所等が保健・医療連携会議を開催するとともに、医療的ケア必要児の退院時の保護者面接・訪問指導などを行います。</p> <p>また、入院を要する妊娠高血圧症候群に罹患している妊産婦の医療費を負担することにより、妊娠中の適切な医療処置の促進を図ります。</p> <p>○医療的ケア必要児等ハイリスク児保健・医療連携事業</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

施策② 食育の推進

○施策の目的

「食べる知恵」を身につけ、食への「感謝の心」を養い、子どもたちが健全な食生活を実践し、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育を通して「生きる力」を育む。

○現状と課題

○朝食を食べない幼児や児童生徒の減少、野菜を食べる人の増加などこれまでの取り組みにより成果が上がっている一方で、核家族化や生活パターンの多様化により、子どもだけで食べる「孤食」などが見られ、食に関する知識や文化が世代間で受け継がれないなどの課題があります。

○栄養バランスの偏った食事、運動（外遊び、部活動等）不足、睡眠不足など生活習慣の乱れから、生活習慣病の発症、情緒面への影響など子どもの健康課題が発生しています。

○子どもたちの望ましい食習慣が形成されるよう、保育所・学校・地域・生産者など幅広い分野の方々と連携した取り組みを展開し、食育を県民運動として一層推進する必要があります。

○学校においては、食生活の改善が促進されるよう、組織として一体となって取り組むとともに、地域の保健・医療関係者等の専門家や機関を活用していく必要があります。

○子育て世代や若者に食に対する関心をもってもらい、食育が実践できるようになるためには、情報発信や体験の場づくりが必要となります。

○施策の方向性

○子どもたちが食育活動をとおして食に関心を持ち、健康な食の実践を身につけられるよう、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化に努めます。併せて子どもたちへの食育が進むよう、親世代への取り組みを行います。

○学校、家庭、地域が連携して取り組む生活習慣づくり、望ましい食習慣の形成を推進します。

○学校給食の充実、地産地消の推進、和食の推進等、栄養教諭を中核とした食育の推進を図ります。

○食育の推進、食に関する指導の充実を図るため、「食の学習ノート」等、食育に関する教材の有効活用を推進します。

○身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりを推進します。

○目的を達成するための主な事業

事業名：食育の推進（食育に関する情報提供）		
担当課	健康推進課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	<p>島根県食育推進計画第二次計画（H24～）に基づき、子育て世代が健全な食生活を実践できるように、特に、課題である朝食や野菜摂取の増加につながるよう、食に関する様々な知識、情報の提供を図ります。</p> <p>○しまね食育まつり ○食育情報サイトの作成 ○新聞広告による啓発</p>
事業期間	平成 27～28 年度	

事業名：食育の推進（食育に関する人材育成とネットワークづくりの推進）		
担当課	健康推進課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	<p>島根県食育推進計画第二次計画（H24～）に基づき、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化を図るため、島根県食育・食の安全推進協議会や食育ボランティアの交流会などによる関係者のネットワーク化と人材の育成を行います。</p> <p>また、食に関する関係機関団体間で食育に関する情報の共有を図ります。</p> <p>○食育推進体制構築事業 ○食育サポーター等育成事業 ○食育推進専門研修 ○食育・食の安全メーリングリストによる情報共有</p>
事業期間	平成 27～28 年度	

事業名：食育の推進（食育に関する体験活動の促進）		
担当課	健康推進課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	島根県食育推進計画第二次計画（H24～）に基づき、身近なところで食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場として「しまね食育まつり」を開催し、食への関心を高め日常の実践につなげます。また、体験活動を実施している組織・団体が行っている活動事例の収集及び情報提供を行い、体験活動の促進を図ります。
事業期間	平成 27～28 年度	○しまね食育まつり ○食育体験活動事例集の作成

事業名：食育の推進		
担当課	保健体育課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	子どもたちが食に関する知識と食を選択する力を習得し、食という行為が動植物の命を受け継ぐことであると理解したり、食物を大事にし、食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々へ感謝する心を持ったりするなど、健全な食生活を実践できるよう、関係部局・機関等と連携し、栄養教諭を中心とした食育を推進します。
事業期間	平成 27～31 年度	○幼稚園・学校等の要請に応じた食育の専門家の派遣、研修会の実施 ○栄養バランスの整った朝食や和食メニューのレシピの普及 ○幼稚園・学校等の給食への導入を目的とした和食に係る調理講習会の開催 ○和食の普及を目的とした講演会の開催 ○「しまね・ふるさと給食月間」における地場産物を活用した給食の実施

施策 ③ 妊娠・出産等への支援

○施策の目的

妊娠、出産に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、不妊に悩む夫婦等への相談支援、経済的支援を実施し、子どもを産みたいと願う人の希望の実現を図る。

○現状と課題

- 母親の年齢が 35 歳以上の出産割合が増加しています。妊娠・出産する時期を失わないよう知識や情報を広める必要があります。
- 夫婦の 10～15%が不妊であるといわれ、原因不明の場合もあり、不妊に悩むカップルは増加しています。
- 不妊の原因は、男女双方にあるとされています。このため、男女双方の関わりが必要です。
- 不妊治療の経済的負担を軽減するため、平成 17 年度から特定不妊治療費助成を行っていますが、制度について引き続き PR し、利用の促進を図る必要があります。
- 不妊に関する情報提供や相談体制が必要なことから、不妊専門相談センターによる相談事業を行っています。また、治療を希望する人が不妊治療を受けやすい社会環境等の整備が必要なことから、正しい知識の普及を一層進める必要があります。

○施策の方向性

- 妊娠・出産等について自己決定の尊重を基本として、女性及び男性に対して適切な時期に正確な情報提供を行うなどの啓発普及を図ります。
- 若い男女が早い時期から妊娠・出産についての知識が得られ、妊娠・出産する時期を失わずに、個々のライフプランに役立てられるよう知識や情報を広める取り組みを行います。
- 不妊に悩む夫婦等を対象に、専門医・助産師による電話・面接相談を行うことにより悩みの解消・自己決定の支援を行います。また、特定な不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けている夫婦を対象に、経済的負担の軽減を図ります。

○目的を達成するための主な事業

事業名：妊娠・出産等の正しい知識の普及		
担当課	健康推進課	概要
実施主体	県	若い男女が早い時期から妊娠・出産についての知識が得られ、妊娠・出産する時期を失わずに、個々のライフプランに役立てられるよう妊娠・出産等について適切な時期に正確な情報の提供を行います。 また、不妊の原因は男女双方にあることから、男性・女性双方を対象とした多様な情報提供を図るとともに必要に応じて相談や医療に繋がります。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：不妊専門相談事業の実施		
担当課	健康推進課	<p style="text-align: center;">概 要</p> <p>不妊専門相談センターを県立中央病院内に設置し、不妊に悩む夫婦等を対象に、専門医・助産師による電話・面接相談やメールによる質問対応を行うことにより悩みの解消・自己決定の支援を行います。 また、不妊治療に対する正しい理解を普及するための啓発を行います。</p>
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：特定不妊治療費の助成（再掲）		
担当課	健康推進課	<p style="text-align: center;">概 要</p> <p>体外受精及び顕微授精の治療を受けている戸籍上の夫婦に対し、治療 1 回につき 1 5 万円（治療法によっては 7 万 5 千円）を上限として 6 回まで助成し、経済的負担の軽減を図ります。 （平成 2 7 年度までは従前制度の経過措置期間）</p>
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

施 策 ④ 小児医療の充実

○施策の目的

子どもが安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図る。

○現状と課題

○小児救急医療は、救急医療体制（初期（在宅当番医、休日診療所等）、二次（救急告示病院）、三次（救命救急センター））の中で確保していますが、一部の地域では初期救急患者が二次・三次救急医療機関に集中することで、診療機能の低下を招いています。

○小児の悪性新生物や内分泌疾患などの小児慢性特定疾病については、悪性新生物等11疾患（514疾病）について622人が給付（平成25年度末）を受けており、小児慢性特定疾病病児が治療を受けやすくする必要があります。

○また、小児慢性特定疾病の対象が約700に拡大されたことから、制度の周知を図る必要があります。

○施策の方向性

○子どもが安心して医療サービスを受けられるよう、医療圏域毎の効率的な小児救急医療体制を整備していくほか、内科医等を対象とした小児救急に関する研修、保護者向け電話相談サービスを実施するなどにより、小児医療の充実を図ります。

○治療が長期間にわたり医療費も高額となる小児慢性特定疾病に係る治療費について、従来の治療研究事業から児童福祉法（改正）に基づく医療費助成（施行：平成27年1月1日）となり、患者家族の医療費の負担軽減を図るとともに、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する支援を実施します。

○目的を達成するための主な事業

事業名：小児医療の充実		
担当課	医療政策課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	救急医療に携わる内科医等を対象とした小児救急研修を実施し、小児科医以外でも診察できる体制整備を図ります。 また、子どもの健康面や育児不安を抱える保護者のサポートを目的に、休日や夜間における子どもの急病等に対し、小児科医師等に気軽に相談できる電話相談サービス（#8000）の充実を図ります。
事業期間	平成27～31年度	○小児救急電話相談事業

事業名：小児慢性特定疾病への支援		
担当課	健康推進課	<p style="text-align: center;">概 要</p> <p>児童の健全育成を阻害する小児慢性特定疾病に係る治療費の一部を助成することにより患者家族の医療費の負担軽減を図るとともに、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する支援を実施します。</p>
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

施策① 結婚に対する気運の醸成

○施策の目的

独身男女に結婚や家庭に対する意識、関心を高めてもらうとともに、結婚対策に対する地域やボランティア、企業等の理解と取り組みを促進し、独身男女の活動を支援する体制づくりを推進します。

○現状と課題

- 島根県の平均初婚年齢（H25）は、男性が30.5歳、女性が29.0歳で年々上昇しており、未婚・晩婚化が進行しています。
- 島根県少子化に関する意識調査から、独身でいる理由として「時間やお金の面で自由や気楽さを失いたくない」との回答が29.9%、「子育てに対する不安や負担を感じる」との回答が75.2%と高く、未婚・晩婚化の進行の背景には、若い世代の結婚や家庭、子育て等に対する負担感の高さや関心の低さがあげられることから、こうした世代への適切な啓発、情報提供が求められています。
- 地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいが希薄化し、独身男女に対するお見合いや出会いの場が減少していることから、結婚（未婚・晩婚化）問題を社会全体の問題として捉え、結婚を望む独身男女の活動を支援する気運を醸成し、身近な地域において、行政やボランティア、コミュニティ、企業等が連携し、多様な出会いの場や情報を提供するなど、取り組みを促進する必要があります。

○施策の方向性

- 若年層への結婚、妊娠、出産、子育て等に関する理解、関心を高めるための啓発を推進します。
- 結婚（未婚・晩婚化）対策に対する県民の理解、関心を高め、行政やボランティア、コミュニティ、企業等での取り組みを促進するための啓発を推進します。

○目的を達成するための主な事業

事業名： 若年層への結婚、妊娠、出産等に関する啓発		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	若いうちから、結婚や妊娠、出産、子育てに関する関心を高め、正しい知識を持ってもらうため、また、広く県民にも関心を持ってもらうための啓発を行います。 ○結婚ポジティブキャンペーン ○生の楽習講座 ○ライフプラン設計講座
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名： 出会いの場の創出、情報提供		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	独身男女に出会いの場を提供するため、市町村や民間が行う出会いイベントやセミナー開催等の取組を支援します。 ○しまね縁結び応援事業 ○出会いイベントコーディネーター養成事業 ○出会いイベント情報提供メールマガジン「恋みくじ」
事業期間	平成 27～31 年度	

施策② 出会いの場づくりとマッチング支援の強化

○施策の目的

しまねで出会い、結婚し、家庭を築き、子どもを産み育てたいと願う男女が、その希望を実現できるよう、「出会いの場づくり」を推進します。

○現状と課題

- 「島根県少子化に関する意識調査」では、「一生結婚するつもりはない」との回答は6.3%と低かった一方で、独身でいる理由として「適当な相手と巡り合わない」との回答が53.5%と高く、出会いの場が不足している現状があります。
- 未婚・晩婚化対策として、行政に期待する施策として「出会いの場の設定」が22.8%と、2番目に高い回答となっています。
- 地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいが希薄化し、独身男女に対するお見合いや出会いの場が減少していることから、身近な地域において、行政やボランティア、コミュニティ、企業等が連携し、多様な出会いの場や情報の提供、マッチングなど、取り組みを促進する必要があります。

○施策の方向性

- 市町村やコミュニティ、企業等と連携し、独身男女への多様な出会いの場の創出を推進します。
- 独身男女への結婚情報や出会いイベント情報等の提供、ボランティア等による結婚相談、紹介等を推進します。

○目的を達成するための主な事業

事業名：出会いの場の情報発信（再掲）		概要（○：主な事業）
担当課	青少年家庭課	独身男女に出会いの場を提供するため、市町村や民間が行う出会いイベントやセミナー開催等の取組を支援します。 ○しまね縁結び応援事業 ○出会いイベントコーディネーター養成事業 ○出会いイベント情報提供メールマガジン「恋みくじ」
実施主体	県	
事業期間	平成27～31年度	

事業名：結婚に関する相談、紹介（マッチング）支援		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	結婚に関する独身男女からの相談や相手紹介（マッチング）を行うため、結婚ボランティアの活動支援や結婚支援センター（仮称）の設置等を行います。 ○島根はっぴいこーでいねーたー事業 ○結婚応援企業・企業内「はぴこ」登録養成事業 ○結婚支援拠点事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：しまね縁結び市町村交付金事業（出会いの場創設、結婚相談員養成等）		
担当課	青少年家庭課	概要
実施主体	県	地域に応じた出会いの場を創設するため、市町村が行う出会いイベント開催や結婚相談員の養成・スキルアップ等の結婚対策事業を支援します。
事業期間	平成 27～31 年度	

基本施策9 仕事と生活の調和

施策① 仕事と家庭の両立支援

○施策の目的

仕事と家庭の両立を図ることができるよう就業環境の整備を図る。

○現状と課題

- 平成25年度に実施した島根県少子化に関する意識調査結果から、女性の就業の望ましいあり方については、「結婚や出産と関係なく仕事を続ける」が前回調査（H21年度実施）と比べ7.5ポイント増加し、「子どもができるまでは仕事をもち、出産を機に退職し、子どもが大きくなったら再就職する」が5.5ポイント減少しています。特に男性では「結婚や出産と関係なく仕事を続ける」が10.7ポイント増えており、男性の意識が変化してきていることが伺えます。
- 結婚や出産を機に仕事をやめた経験の有無については、女性において「仕事をやめたことがない（現在も続けている）」が前回調査と比べ5.9ポイント増加しています。
- 平成25年度に実施した島根県少子化に関する意識調査で、仕事と子育ての両立に関して行政に期待する施策として「安定した雇用の確保（49.4%）」、「企業への働きかけ（33.0%）」が高い割合となっていることから、安定した雇用の確保や企業への働きかけを進めていく必要があります。
- 仕事と子育てを両立するために職場において必要な取り組みは「育児休業中の賃金その他の経済的給付の充実」、「子どもが病気やけがの時のための休暇制度の拡充」、「子育て中の者について、勤務時間の短縮や勤務時間の変更を柔軟に行う」、「育児休業などが気兼ねなく利用できる人的体制の整備や雰囲気作りを進める」が高い割合となっており、安心して働くことができるようにするためには、企業における就業環境の整備を図ることが重要であり、事業主への普及啓発の充実強化を図る必要があります。
- 就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱えるひとり親家庭等においても仕事と家庭の両立が図られ、自立した生活を営むことができるようになるために、これまでの経済的支援中心の支援から、子育てと生活支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等を含む総合的な対策へ転換していく必要があります。

○施策の方向性

- 育児・介護休業法等の関係法制度等について、事業主・労働者等へ普及啓発を進め、仕事と家庭の両立が図られる職場環境づくりを促進することにより、仕事と生活の調和実現のための取り組みを推進します。
- 結婚して子どもを生き育てるというライフプランを描くことができるよう、地域産業の振興等により安定した雇用の場の拡大を図ります。
- 結婚・出産・育児等により長期間離職した方に対する再就職支援を行います。

- 従業員の子育て支援を積極的に支援する企業を認定（こっころカンパニー）、表彰するなど、企業等における仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりを促進します。
- 男性の育児への積極的な参加、職場の上司等の子育てへの理解、支援を促進するための取り組み（イクメン、イクボス養成）を推進します。
- ひとり親家庭等については、仕事と子育ての両立には子育て・生活支援が不可欠であることから、子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭それぞれのニーズに応じて、ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進する。また、安心・安全な生活を営むことができるよう、入居債務保証支援事業を活用し社会福祉協議会等との連携により住宅確保に向けた支援を行う。

○目的を達成するための主な事業

事業名：仕事と家庭の両立支援		
担当課	雇用政策課 青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	労働者が安心して働くことができるようにするため、事業主、労働者及び県民に対し、育児・介護休業法等の関係法制度を普及啓発するとともに、従業員の子育てに配慮する企業の認定・顕彰するなど、社会的気運の醸成、高揚を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	
		○しまね子育て応援企業認定制度

事業名：イクメン・イクボス養成事業		
担当課	青少年家庭課	概要
実施主体	県	父親の育児参加が進むよう、イクメンの養成のための取り組みを実施する。 また、仕事と家庭の両立のため、企業の管理職の育児に対する理解・協力が進むよう、イクボスの養成の取り組みを実施する。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：離転職者等の職業訓練の実施		
担当課	雇用政策課	概 要 結婚・出産・育児等で離職した長期離職者に対して相談、情報提供及び職業訓練による再就職支援を行います。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：生活支援資金（教育支援、育児・介護休業者支援）の制度融資（再掲）		
担当課	雇用政策課	概 要（○：主な事業） 県内の事業所に勤務し、又は県内に居住する労働者が、低利な融資が受けられるようにするため、勤労者支援資金（教育支援資金、育児休業者支援資金及び介護休業者等支援資金）を金融機関に預託します。
実施主体	民間	
事業期間	平成 27～31 年度	

施策② 働き方の見直し

○施策の目的

多様化する雇用形態や就業形態において、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）に配慮した働きやすい就業環境の整備を図る。

○現状と課題

○平成26年に実施した「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」によると、「子育ては、やはり母親でなくてはと思う」という考えに肯定的な人の割合が70.0%（H21調査：68.1%）を占めており、子育てに関しては依然として「女性が担うもの」といった固定的な性別役割分担意識が強いことが伺えます。

○また、男性が仕事優先の働き方により家事や育児に十分参画することができないことは、女性の子育てに対する負担感を増大させる一因となっています。

○併せて、将来的に予測される大幅な人口減少や高齢化の進展などにより、地域の産業を支える労働力の確保が重要な課題となっています。

○このため、子育てや介護など個人の置かれた状況に応じて、仕事と生活の調和の取れた多様で柔軟な働き方が選択できる社会が求められています。

○それぞれの雇用形態や就労形態において、労働者が仕事と生活のバランスがとれ、働きやすいものとなるよう、雇用環境の整備を進めていく必要があります。

○施策の方向性

○男性を含めたすべての人が、仕事と家庭生活のバランスがとれて安心して働くことができるようよう、「しまね生き生き職場宣言(平成22年3月、島根県五者宣言)」に基づき、島根労働局や関係機関と連携しながら個々人の生活等に配慮した働き方が選択できる職場環境の改善に向けた取り組み等の普及啓発を推進します。

○仕事優先の意識や固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動を進めます。

○目的を達成するための主な事業

事業名：男女共同参画の理解の促進		
担当課	環境生活総務課	概 要
実施主体	県	<p>男性の仕事優先の意識や固定的性別役割分担意識を解消し、家庭内での父親の家事や育児への参画を促進するため、島根県立男女共同参画センター「あすてらす」を拠点として、男性を含めた一般県民を対象とした講演会、研修会の開催や調査研究事業等を行います。</p> <p>また、地域での男女共同参画の気運を醸成するため、男女共同参画サポーターを養成し、男女共同参画サポーターによる地域での啓発活動を支援します。</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：雇用環境改善の普及啓発		
担当課	雇用政策課	概 要
実施主体	県	<p>労働者が安心して働くことができるようにするため、事業主、労働者及び県民に対し、労働基準法等の関係法制度等を普及啓発し、雇用環境の改善を促進します。</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

基本施策 10 安心して子育てできるまちづくり

施策 ① 良好な生活環境の確保

○施策の目的

公共施設のバリアフリー化、安全・安心で快適な住宅の供給等を図ることにより、子育てを支援する生活環境づくりを進める。

○現状と課題

- 誰もが安全かつ快適に暮らせるやさしいまちづくりの推進が求められていることから、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発など、住民、事業者、各種団体、行政等が連携のもと、一体となった取り組みを進める必要があります。
- 子育て世帯が安全・安心で快適な住生活を営むことができる低廉な住宅が不足していることにより子育て世帯の住居費に負担がかかっていることから、子育てに適した住宅の供給を進める必要があります。
- 妊産婦、子育て世帯等すべての人が安心して外出できる生活環境の整備が求められていることから、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、子育て世帯を含むすべての人が安心して利用できる都市公園の環境整備（バリアフリー化等）を進めていますが、未整備の都市公園もあることから、引き続き環境整備を進めていく必要があります。
- 環境学習の場としての河川等の期待が高まっています。このような住民ニーズに答えるために、地域住民の理解と協力を得ながら、人と自然とのふれあいの場を整備していく必要があります。
- 妊産婦等が公共施設等を利用する際、入口近くの駐車スペースを利用できる「思いやり駐車場利用証制度」について、引き続き普及を図っていく必要があります。

○施策の方向性

- 入居資格の緩和や優先入所の取扱い、また、老朽化した県営住宅の建て替え時に子育て支援施設（児童クラブなど）の併設の検討など、安全・安心で快適な住宅の供給を進めます。
- 「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発等による公共施設等のバリアフリー化の促進を図ります。
- 子育て世帯等の利用上の利便性及び安全性の向上を図るため、都市公園のバリアフリー化を進めます。

○目的を達成するための主な事業

事業名：ひとにやさしいまちづくりの推進		
担当課	障がい福祉課	概要
実施主体	県	ひとにやさしいまちづくり条例の普及・啓発を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：乳幼児連れ家族が安心して外出できる環境の整備		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	<p>外出時におむつ替えや授乳などができる設備を有する施設の把握、拡充、県民への情報提供等を行うことにより、乳幼児を連れた家族が安心して外出することができる環境を整備します。</p> <p>○しまね子育て家庭外出応援施設（赤ちゃんほっとルーム）登録事業</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：安全で快適な住宅の供給		
担当課	建築住宅課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	<p>安全で快適な住宅を低廉な家賃で供給し、子育て世帯の居住費負担の軽減を図ります。</p> <p>また、県営住宅の建て替え、市町村が整備する定住促進賃貸住宅の建設支援を実施します。</p> <p>○県営住宅建設事業</p> <p>○定住促進賃貸住宅建設支援事業</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：都市公園の整備		
担当課	都市計画課	概 要 都市公園において、誰もが安全で安心して利用できる環境を整備するため、子育て世帯、高齢者、障がい者等、誰でも利用可能なトイレの整備等を行い、公園施設のバリアフリー化を推進します。
実施主体	県・市町村	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：河川海岸環境の整備		
担当課	河川課	概 要 河川や海岸に安全に近づき身近に自然とふれあえる場を整備するため、他の事業と連携して親水護岸等を整備します。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

施策② 安全・安心なまちづくり

○施策の目的

通学路・公園等における防犯設備の整備・改善、地域住民等が行う自主防犯活動の促進、交通安全施設の整備、交通安全教育の実施等を通じて、子どもや親子づれにとって安全で安心できる環境づくりを進める。

○現状と課題

- 近年、都市化や核家族化の進展に伴い、地域の連帯感や家族の絆が希薄化し、地域社会全体で子どもを守り育てる機能が低下しているほか、通学路等における声かけ・つきまとい事案も継続して発生しているため、徐々に設置台数が増加している街頭防犯カメラの設置促進を継続する必要があります。
- 子どもを犯罪等の被害から守るためには、地域住民による子ども・女性みまもり活動の更なる推進が求められています。特に自主的なみまもり活動に積極的に参画してもらうためには、タイムリーな情報提供が効果的であり、各種広報媒体のほか、みこびー安全メール等のデジタルコンテンツを有効活用した情報提供を積極的に行う必要があります。
- 島根県は侵入犯罪や乗り物盗の被害時の無施錠率が全国的にワースト上位となっており、とりわけ自転車窃盗については、子どもの被害が多数を占めています。子ども世代からの鍵かけ意識の高揚は自転車窃盗事件だけでなく、侵入窃盗事件の被害防止をはじめとした、安全で安心なまちづくりに大きく寄与すると考えられることから、子どもの鍵かけ意識高揚が求められています。
- 県内の交通事故による子どもの死傷者数は、減少傾向にあります。過去5年間で約1,000人もの子どもたちが交通事故の被害に遭っています。このため、信号機の設置や信号灯器のLED化など、安全・安心な交通環境を計画的に整備していく必要があります。
- 子どもを交通事故から守るため、関係機関・団体が一層連携し、地域と一体となって、保護者等も含めた交通安全教室を実施するなど、継続してきめ細やかな指導を行っていく必要があります。

○施策の方向性

- 地域安全推進員、交通指導員、民生児童委員等の「みこびー安全メール」への加入を促進するなど、情報をタイムリーに共有できる取り組みを進めます。
- 通学路や公園をはじめとした公共空間における防犯環境の整備・改善や地域住民等が行う自主防犯活動の活性化支援等を通じて、子育てする親にとっても、しまねの未来を担う子どもにとっても、安全で安心できるまちづくりを進めます。
- 県内各校で行っている防犯教室を通じ、「子ども110番の家」や「子ども・女性みまもり運動登録事業者」等について紹介し、有事の備え場所について事前に確認しておくよう指導を行います。また、学校を通じ教職員やPTAへの周知も図り、「子ども110番の家」等との事前の顔合わせ、有事の際の打ち合わせ等を行う事を推奨していきます。
- 通学路における交通安全施設の整備を通じて、子どもや親子づれにとって安全で安心できる環境づくりを進めます。

○段階的かつ体系的な交通安全教育の実施等を通じて、子どもや保護者等の交通安全意識の普及徹底を図り、安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

○目的を達成するための主な事業

事業名：公共空間における防犯環境の整備・改善		
担当課	生活安全企画課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	市町村や事業者、自治会に対し、通学路・公園を始めとした公共空間における街頭防犯カメラなど防犯機材の設置促進を働きかけるとともに、設置に向けた支援を行うなど、子どもが安全に通学し、学び、遊び、健やかに成長できる防犯環境の整備改善を推進します。 また、しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちをささえるこれらの活動を通じて、地域住民の「犯罪のない安全で安心なまちづくり」に対する意識高揚を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	○街頭防犯カメラ設置事業

事業名：地域住民が行う自主防犯活動の推進		
担当課	生活安全企画課 環境生活総務課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	子どもを犯罪等の被害から守るため、住民の自主防犯活動を促進するための情報提供や、関係機関・団体等との情報交換を実施するほか、防犯ボランティア等と連携したパトロール活動や、防犯診断を推進します。また、事業者による「子ども・女性みまもり運動」の活性化を図るなど、現役世代に対する防犯ボランティアへの積極的な参加を促進します。加えて、自転車窃盗事件の被害者の過半数が子どもであることから、子ども世代の自転車鍵かけ意識高揚を図り、施錠率を向上し、被害時の無施錠率を低減することにより、県民全体の鍵かけ意識を高めます。
事業期間	平成 27～31 年度	○ 安全情報発信活性化事業 ○ 防犯ボランティア活動活性化事業 ○ 広報啓発活動活性化事業

事業名：通学路・公園等における安全対策の推進		
担当課	交通規制課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	信号機の設置や信号灯器のLED化など、安全・安心な交通環境の整備を行います。
事業期間	平成27～31年度	○信号機等交通安全施設の整備 ○信号灯器のLED化 ○最高速度30キロメートル毎時の区域規制等の実施

事業名：安全な歩行・走行のための道路整備		
担当課	道路維持課 道路建設課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	県が管理する道路において、子ども、親子づれ等が安全・安心して通行できるように、歩道、自転車歩行者道、歩車共存道路等の新設、既設歩道の段差解消等の整備を行います。
事業期間	平成27～31年度	○交通安全事業 ○道路改築事業

事業名：交通安全教育の推進		
担当課	交通企画課 交通対策課	概要
実施主体	県	子どもの交通安全を確保するため、子ども・保護者等を対象とした交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育等を実施します。
事業期間	平成27～31年度	特に、自転車安全利用五則（「①自転車は車道が原則、歩道は例外」、②「車道は左側を通行」、③「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」、④「安全ルールを守る」、⑤「子どもはヘルメットを着用」）の周知徹底による安全な自転車利用促進を図るほか、チャイルドシートの正しい使用やシートベルトの正しい着用等について指導・啓発活動を行います。

第5章 教育・保育等の提供及び人材の確保・養成

第4章では、「基本施策4 施策②教育・保育等の提供体制の確保・充実」(P50)において、「就学前の子どもに対する教育・保育の提供体制の確保」、「教育・保育の質の向上」、「幼稚園教諭・保育士の人材確保」、「地域子ども・子育て支援事業の実施による子育て支援の充実」等について、島根県としての方向性を示したところです。

一方、「子ども・子育て支援法」では、就学前の子どもに対する教育・保育等が適切に提供されるために提供体制の確保方策や教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士、並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保や質の向上に必要な支援の内容について、都道府県計画に具体的に記載し計画的に推進していくことが求められています。

このため、第5章では、「子ども・子育て支援法」に定められたこれらの必須記載事項について、第4章で示した方向性を踏まえ、島根県の取り組み内容を示すことにより、質の高い教育・保育の提供等を着実に推進し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが保障される環境の整備を図ることとしました。

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

(1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めることとなっています。

その際、広域利用^{※6}の実態を踏まえるとともに、教育・保育の認可・認定の際に行われる需給調整^{※7}の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

(2) 区域設定

市町村が定める教育・保育提供区域、広域利用の実態等を踏まえ、子ども・子育て支援法第19条に定められた各認定区分及び地域子ども・子育て支援事業を通じて市町村を1区域とします。

※6 広域利用…居住している市町村ではなく、他の市町村に所在する幼稚園・保育所等を利用すること。

※7 受給調整…教育・保育施設から認可・認定の申請があった際に、その区域の利用定員の総数(需要)が必要利用定員総数(供給数)に達しているか、設置によりこれを超える場合には、認可・認定しないことができる仕組み。

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされています。

(2) 基本的な考え方

本計画における各年度の教育・保育の量の見込みの算定にあたっては、各市町村計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

また、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても、各市町村計画に定められた数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

なお、提供体制の確保の内容は、各市町村が施設別に定めた利用定員*⁸の合計としています。

(3) 各区域の量の見込み、提供体制の確保内容・実施時期

各区域における量の見込み、提供体制の確保内容及び実施時期は以下のとおりです。

【島根県全体】

量の見込み・確保方針	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)	4,347	11,924	10,601	4,309	11,743	10,488	4,268	11,667	10,344	4,213	11,494	10,164	4,161	11,347	9,994	
確保方針	認定こども園・認可幼稚園	6,693	0	0	7,133	0	0	7,053	70	70	6,988	70	70	6,998	115	115
	認定こども園・保育所	166	11,943	9,914	182	11,966	10,109	201	11,990	10,170	201	12,038	10,282	201	11,944	10,354
	地域型保育事業	0	55	59	0	60	64	0	60	64	0	60	64	0	60	64
	新制度に移行しない幼稚園	805	0	0	215	0	0	215	0	0	215	0	0	215	0	0
	認可外保育施設	0	142	232	0	142	232	0	142	232	0	142	232	0	142	232
	確保方針計(B)	7,664	12,140	10,205	7,530	12,168	10,405	7,469	12,262	10,536	7,404	12,310	10,648	7,414	12,261	10,765
過不足(B-A)	3,317	216	▲ 396	3,221	425	▲ 83	3,201	595	192	3,191	816	484	3,253	914	771	

(注) 1号…満3歳以上で、幼稚園等での教育を受けることを希望している子ども。

2号…満3歳以上で、子ども・子育て支援法施行規則第1条に定められた「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども。

3号…満3歳未満で、子ども・子育て支援法施行規則第1条に定められた「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども。

※ 8 利用定員…認定こども園、幼稚園、保育所等への公的給付費の算定基礎となる定員数で、過去の利用実態等を踏まえて、各施設が認可定員の範囲内で定める定員

○松江市区域

量の見込み・確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み(A)	1,591	3,812	2,909	1,564	3,739	2,822	1,530	3,659	2,756	1,492	3,568	2,691	1,458	3,487	2,626
確保方策	認定こども園・認可幼稚園	2,379			2,969			2,934			2,899			2,864	
	認定こども園・保育所		3,425	2,953		3,425	2,953		3,450	2,963		3,475	2,973		3,487
	地域型保育事業														
	新制度に移行しない幼稚園	670			80			80			80			80	
	認可外保育施設														
	確保方策計(B)	3,049	3,425	2,953	3,049	3,425	2,953	3,014	3,450	2,963	2,979	3,475	2,973	2,944	3,487
過不足(B-A)	1,458	▲ 387	44	1,485	▲ 314	131	1,484	▲ 209	207	1,487	▲ 93	282	1,486	0	370

○浜田市区域

量の見込み・確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み(A)	266	1,075	881	259	1,032	891	261	1,038	875	255	1,016	855	257	1,023	838
確保方策	認定こども園・認可幼稚園	435			435			435			435			435	
	認定こども園・保育所		1,081	794		1,081	814		1,081	834		1,081	854		1,081
	地域型保育事業														
	新制度に移行しない幼稚園														
	認可外保育施設														
	確保方策計(B)	435	1,081	794	435	1,081	814	435	1,081	834	435	1,081	854	435	1,081
過不足(B-A)	169	6	▲ 87	176	49	▲ 77	174	43	▲ 41	180	65	▲ 1	178	58	36

○出雲市区域

量の見込み・確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み(A)	1,569	2,597	3,042	1,574	2,605	3,028	1,595	2,640	2,985	1,583	2,616	2,956	1,572	2,600	2,925
確保方策	認定こども園・認可幼稚園	2,475			2,445			2,445			2,445			2,445	
	認定こども園・保育所		2,648	2,452		2,546	2,632		2,529	2,714		2,504	2,794		2,487
	地域型保育事業														
	新制度に移行しない幼稚園														
	認可外保育施設		126	204		126	204		126	204		126	204		126
	確保方策計(B)	2,475	2,774	2,656	2,445	2,672	2,836	2,445	2,655	2,918	2,445	2,630	2,998	2,445	2,613
過不足(B-A)	906	177	▲ 386	871	67	▲ 192	850	15	▲ 67	862	14	42	873	13	145

○益田市区域

量の見込み・確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)	211	941 <small>(内津和野6)</small>	851 <small>(内津和野4)</small>	213	946 <small>(内津和野6)</small>	822 <small>(内津和野3)</small>	214	953 <small>(内津和野6)</small>	819 <small>(内津和野3)</small>	211	938 <small>(内津和野5)</small>	806 <small>(内津和野3)</small>	204	907 <small>(内津和野5)</small>	794 <small>(内津和野3)</small>	
確保方策	認定こども園・認可幼稚園	45		45			45			45			45			
	認定こども園・保育所	29	1,014	762	44	1,019	767	65	1,019	767	65	1,019	767	65	1,019	767
	地域型保育事業															
	新制度に移行しない幼稚園	135			135			135			135			135		
	認可外保育施設		16	28		16	28		16	28		16	28		16	28
	確保方策計(B)	209	1,030	790	224	1,035	795	245	1,035	795	245	1,035	795	245	1,035	795
過不足(B-A)	▲ 2	89	▲ 61	11	89	▲ 27	31	82	▲ 24	34	97	▲ 11	41	128	1	

○大田市区域

量の見込み・確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)	140	651	582	136	630	584	135	626	570	135	625	554	134	623	539	
確保方策	認定こども園・認可幼稚園	100			100			100	70	70	100	70	70	100	115	115
	認定こども園・保育所	40	590	535	40	590	535	40	545	480	40	545	480	40	500	435
	地域型保育事業		10	25		10	25		10	25		10	25		10	25
	新制度に移行しない幼稚園															
	認可外保育施設															
	確保方策計(B)	140	600	560	140	600	560	140	625	575	140	625	575	140	625	575
過不足(B-A)	0	▲ 51	▲ 22	4	▲ 30	▲ 24	5	▲ 1	5	5	0	21	6	2	36	

○安来市区域

量の見込み・確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)	205	663	581	197	639	581	182	590	581	182	591	581	182	591	581	
確保方策	認定こども園・認可幼稚園	419			419			419			419			419		
	認定こども園・保育所		755	590		755	590		755	590		755	590		755	590
	地域型保育事業															
	新制度に移行しない幼稚園															
	認可外保育施設															
	確保方策計(B)	419	755	590	419	755	590	419	755	590	419	755	590	419	755	590
過不足(B-A)	214	92	9	222	116	9	237	165	9	237	164	9	237	164	9	

○江津市区域

量の見込み・確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)	41	410	286	42	420	294	45	445	303	45	444	296	45	434	288	
確保方策	認定こども園・認可幼稚園	90			90			90			90			90		
	認定こども園・保育所		450	320		450	320		450	320		450	320		450	320
	地域型保育事業															
	新制度に移行しない幼稚園															
	認可外保育施設															
	確保方策計(B)	90	450	320	90	450	320	90	450	320	90	450	320	90	450	320
過不足(B-A)	49	40	34	48	30	26	45	5	17	45	6	24	45	16	32	

○雲南市区域

量の見込み・確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)	226	537	534	228	540	538	212	502	534	215	509	513	215	509	498	
確保方策	認定こども園・認可幼稚園	750			630			585			555			600		
	認定こども園・保育所		540	520		660	520		705	520		745	520		700	520
	地域型保育事業															
	新制度に移行しない幼稚園															
	認可外保育施設															
	確保方策計(B)	750	540	520	630	660	520	585	705	520	555	745	520	600	700	520
過不足(B-A)	524	3	▲ 14	402	120	▲ 18	373	203	▲ 14	340	236	7	385	191	22	

○奥出雲町区域

量の見込み・確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)	48	191	200	47	187	200	46	187	200	46	186	200	46	187	200	
確保方策	認定こども園・認可幼稚園															
	認定こども園・保育所	48	192	200	47	193	200	46	194	200	46	194	200	46	194	200
	地域型保育事業															
	新制度に移行しない幼稚園															
	認可外保育施設															
	確保方策計(B)	48	192	200	47	193	200	46	194	200	46	194	200	46	194	200
過不足(B-A)	0	1	0	0	6	0	0	7	0	0	8	0	0	7	0	

○飯南町区域

量の見込み・ 確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)	3	97	59	2	89	63	2	99	61	2	80	59	2	81	59	
確保方策	認定こども園 ・認可幼稚園															
	認定こども園 ・保育所	3	117	80	2	118	80	2	118	80	2	118	80	2	118	80
	地域型 保育事業															
	新制度に移行 しない幼稚園															
	認可外 保育施設															
	確保方策計 (B)	3	117	80	2	118	80	2	118	80	2	118	80	2	118	80
過不足 (B-A)	0	20	21	0	29	17	0	19	19	0	38	21	0	37	21	

○川本町区域

量の見込み・ 確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)	1	56	41	1	50	43	1	57	43	1	52	45	1	56	47	
確保方策	認定こども園 ・認可幼稚園															
	認定こども園 ・保育所	1	56	43	1	52	38	1	52	38	1	50	40	1	51	42
	地域型 保育事業					5	5		5	5		5	5		5	5
	新制度に移行 しない幼稚園															
	認可外 保育施設															
	確保方策計 (B)	1	56	43	1	57	43	1	57	43	1	55	45	1	56	47
過不足 (B-A)	0	0	2	0	7	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	

○美郷町区域

量の見込み・ 確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)	7	101	59	6	88	58	6	87	58	6	89	55	6	90	54	
確保方策	認定こども園 ・認可幼稚園															
	認定こども園 ・保育所	4	101	65	6	99	65	6	99	65	6	99	65	6	99	65
	地域型 保育事業															
	新制度に移行 しない幼稚園															
	認可外 保育施設															
	確保方策計 (B)	4	101	65	6	99	65	6	99	65	6	99	65	6	99	65
過不足 (B-A)	▲ 3	0	6	0	11	7	0	12	7	0	10	10	0	9	11	

○ 邑南町区域

量の見込み・ 確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)	5	167	116	4	156	115	4	159	111	4	152	109	4	150	106	
確保方策	認定こども園・認可幼稚園															
	認定こども園・保育所	5	287	128	4	288	128	4	288	128	4	288	128	4	288	128
	地域型保育事業															
	新制度に移行しない幼稚園															
	認可外保育施設															
	確保方策計(B)	5	287	128	4	288	128	4	288	128	4	288	128	4	288	128
過不足(B-A)	0	120	12	0	132	13	0	129	17	0	136	19	0	138	22	

○ 津和野町区域

量の見込み・ 確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)	4	123	79	4	114	70	3	100	66	3	93	66	3	83	64	
確保方策	認定こども園・認可幼稚園															
	認定こども園・保育所	4	150 (内益田6)	86 (内益田4)	4	150 (内益田6)	86 (内益田4)	3	150 (内益田5)	85 (内益田3)	3	150 (内益田5)	85 (内益田3)	3	150 (内益田5)	85 (内益田3)
	地域型保育事業		33	17		33	17		33	17		33	17		33	17
	新制度に移行しない幼稚園															
	認可外保育施設															
	確保方策計(B)	4	183	103	4	183	103	3	183	102	3	183	102	3	183	102
過不足(B-A)	0	60	24	0	69	33	0	83	36	0	90	36	0	100	38	

○ 吉賀町区域

量の見込み・ 確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)	1	80	68	2	86	69	2	90	69	2	96	68	2	96	65	
確保方策	認定こども園・認可幼稚園															
	認定こども園・保育所	1	79	60	2	78	60	2	78	60	2	88	60	2	88	60
	地域型保育事業		12	12		12	12		12	12		12	12		12	12
	新制度に移行しない幼稚園															
	認可外保育施設															
	確保方策計(B)	1	91	72	2	90	72	2	90	72	2	100	72	2	100	72
過不足(B-A)	0	11	4	0	4	3	0	0	3	0	4	4	0	4	7	

○海士町区域

量の見込み・ 確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)		56	33		53	35		62	36		56	36		59	36	
確保方策	認定こども園 ・認可幼稚園															
	認定こども園 ・保育所		48	32		48	32		63	37		63	37		63	37
	地域型 保育事業															
	新制度に移行 しない幼稚園															
	認可外 保育施設															
	確保方策計 (B)	0	48	32	0	48	32	0	63	37	0	63	37	0	63	37
過不足 (B-A)	0	▲ 8	▲ 1	0	▲ 5	▲ 3	0	1	1	0	7	1	0	4	1	

○西ノ島町区域

量の見込み・ 確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)	1	49	40	2	53	35	2	53	35	2	53	35	1	42	35	
確保方策	認定こども園 ・認可幼稚園															
	認定こども園 ・保育所	1	49	35	2	53	30	2	53	30	2	53	30	2	53	30
	地域型 保育事業			5			5			5			5			5
	新制度に移行 しない幼稚園															
	認可外 保育施設															
	確保方策計 (B)	1	49	40	2	53	35	2	53	35	2	53	35	2	53	35
過不足 (B-A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	0	

○知夫村区域

量の見込み・ 確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)		6	8		6	6		6	4		8	1		5	1	
確保方策	認定こども園 ・認可幼稚園															
	認定こども園 ・保育所		21	9		21	9		21	9		21	9		21	9
	地域型 保育事業															
	新制度に移行 しない幼稚園															
	認可外 保育施設															
	確保方策計 (B)	0	21	9	0	21	9	0	21	9	0	21	9	0	21	9
過不足 (B-A)	0	15	1	0	15	3	0	15	5	0	13	8	0	16	8	

○隠岐の島町区域

量の見込み・確保方策	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)	28	312	232	28	310	234	28	314	238	29	322	238	29	324	238	
確保方策	認定こども園・認可幼稚園															
	認定こども園・保育所	30	340	250	30	340	250	30	340	250	30	340	250	30	340	250
	地域型保育事業															
	新制度に移行しない幼稚園															
	認可外保育施設															
	確保方策計(B)	30	340	250	30	340	250	30	340	250	30	340	250	30	340	250
過不足(B-A)	2	28	18	2	30	16	2	26	12	1	18	12	1	16	12	

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 趣旨

地域子ども・子育て支援事業については、事業種類ごとに各年度における量の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされています。

(2) 基本的な考え方

本計画における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算定にあたっては、各市町村計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

また、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても、各市町村計画に定められた数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

(3) 区域毎の提供体制の確保内容・実施時期

事業種類ごとの提供体制の確保内容及び実施時期（県全域）は以下のとおりです。（区域別の確保内容及び実施時期は別冊【参考資料】P5参照）

①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

[単位:箇所]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(A)	28	29	29	30	30
確保の見込み(B)	25	26	26	28	30
過不足(B-A)	▲3	▲3	▲2	▲2	0

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業

[単位:人]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (A)	11,576	11,426	11,252	11,093	10,937
確保の見込み (B)	11,613	11,497	11,401	11,260	11,176
過不足 (B-A)	37	71	149	167	239

③放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

[単位:人, 箇所]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み (A)	7,921	8,010	7,978	7,999	7,961	
確保の見込み (B)	確保人数 (B)	7,910	8,004	8,129	8,247	8,371
	箇所数	154	152	154	155	155
過不足 (B-A)	▲11	▲6	151	248	410	

※松江市は市計画に箇所数を記載していないため、箇所数は松江市を除いた数

④子育て短期支援事業 (ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

[単位:人]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (A)	307	299	297	293	292
確保の見込み (B)	249	299	297	293	292
過不足 (B-A)	▲58	0	0	9	0

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

[単位:人]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (A)	5,159	5,086	5,008	4,928	4,846
確保の見込み (B)	※市町村ごとに実施機関、実施体制等を設定				

⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

[単位:人]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (A)	552	550	560	559	559
確保の見込み (B)	※市町村ごとに実施機関、実施体制等を設定				

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

[単位:人日(上段)、箇所(下段)]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (A)	185,889	184,642	183,338	182,065	180,597
確保の見込み (B)	55	55	55	55	55

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所(ファミリー・サポート・センター事業による預け先など)において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(1)幼稚園における在園児を対象とした事業 (在園児対象型一時預かり事業)

[単位:人日]

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (A)	1号利用	47,020	46,938	46,915	46,787	46,556
	2号利用	160,584	160,017	160,367	159,231	157,781
確保の見込み (B)		211,525	210,569	209,754	209,587	216,155
過不足 (B-A)		3,921	3,614	2,472	3,569	11,818

(2)一時預かり事業 (在園児対象型を除く。)、子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業:病児・緊急対応型、就学後を除く。)、子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)

[単位:人日]

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (A)		91,358	90,979	90,881	90,431	89,964
確保の見込み (B)	一時預かり事業	87,311	88,021	88,535	88,225	87,996
	子育て援助活動	5,416	5,416	5,416	5,416	5,416
	子育て短期支援	185	224	223	220	219
過不足 (B-A)		1,554	2,682	3,293	3,448	3,667

⑨病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

[単位：人日]

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (A)		14,436	14,225	14,050	13,873	13,734
確保の見込み (B)	病児保育事業	8,790	8,922	9,026	9,677	9,932
	子育て援助活動	6,733	6,585	6,442	6,362	6,281
過不足 (B-A)		1,087	1,282	1,418	2,166	2,479

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：就学後）

乳幼児や小学校等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行う事を希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

[単位：人日]

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (A)		6,969	7,419	7,162	6,955	6,700
確保の見込み (B)		7,197	7,647	7,390	7,131	6,876
過不足 (B-A)		228	228	228	176	176

⑪妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	対象者(人)	8,503	8,527	8,381	8,138	8,049
	健診回数	75,133	74,301	73,439	72,633	71,751
確保の見込み		※市町村ごとに実施場所、実施体制等を設定				

4 認定こども園の需給調整に関わる特例措置等

(1) 認定こども園の普及に係る考え方及び移行に必要な支援

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受入れられる施設であることを踏まえ、以下の取り組みを実施し、移行を希望する施設を支援していくこととします。

- ①認定こども園へ移行を希望する施設が、既存の補助制度等を円滑に活用し認定こども園へ移行できるよう支援します。
- ②認可・認定権者として、移行を希望する施設、市町村からの相談に適切に対応します。
- ③供給過剰地域等においても、認定こども園へ移行を希望する施設が移行できるよう「需給調整に係る特例措置」の適切な運用を図ります。

(2) 需給調整に係る特例措置

供給過剰地域等においても、既存の幼稚園、保育所等が認定こども園へ移行を希望する全ての施設が移行できるよう、「需給調整に係る特例措置」に基づき、以下のとおり、計画に定める区域の需要量に一定の数（以下、「計画に定める数」という。）を加えることとします。

既存の幼稚園、保育所が認定こども園へ移行する際は、当該区域の「量の見込み」と「計画に定める数」の合計数と当該区域の確保方策の合計数を比較し認可・認定を行います。

なお、計画に定める数は、毎年度実施する移行希望調査等を基に設定することとします。

○計画に定める数

区域名	計画に定める数			区域名	計画に定める数		
	1号	2号	3号		1号	2号	3号
松江市	1,467	0	0	川本町	0	0	0
浜田市	0	0	0	美郷町	0	0	0
出雲市	921	192	0	邑南町	0	0	0
益田市	16	122	0	津和野町	0	0	0
大田市	0	0	0	吉賀町	0	0	0
安来市	0	0	0	海士町	0	0	0
江津市	0	0	0	西ノ島町	0	0	0
雲南市	0	0	0	知夫村	0	0	0
奥出雲町	0	0	0	隠岐の島町	0	0	0
飯南町	0	0	0				

(3) 認定こども園の目標設置数及び設置時期

認定こども園目標設置数は、移行希望はあるものの移行時期を検討している施設が多いことから、計画期間の最終年度である平成31年度の設置数ではなく、当面、平成27年度末の目標設置数を次のとおり定めることとします。

なお、平成28年度以降の目標設置数は、各施設の移行希望等を踏まえ、改めて設定することとします。

○区域別の目標設置数 [単位：箇所]

区域名	H26.4時点	H28.3時点
松江市	0	1
浜田市	2	2
出雲市	2	3
益田市	0	3
大田市	0	0
安来市	1	1
江津市	0	0
雲南市	1	1
奥出雲町	0	0
飯南町	0	0
川本町	0	0
美郷町	0	0
邑南町	0	0
津和野町	0	0
吉賀町	0	0
海士町	0	0
西ノ島町	0	0
知夫村	0	0
隠岐の島町	1	1
県合計	7	12

※認定こども園の設置数は全施設類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の合計数

(4) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の発達は連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいことから、発達に応じた子育て支援を安定的に提供していく必要があります。

また、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たしていることを踏まえ、入所している施設に関わらず、質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障する必要があります。

県としては、以下の取り組みを行うことで、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に取り組んでいきます。

①幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持つ施設であり、その職員である保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士双方の資格を持つことが望ましいとされていることから、幼稚園教諭、保育士双方の資質と能力が求められています。

また、幼稚園、保育所において質の高い教育・保育の一体的な提供を行うためには、幼稚園教諭及び保育士がお互いの仕事について理解を深め合うことが重要になります。

このため、幼稚園教諭と保育士の双方が参加する合同研修を実施していきます。

②教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携の推進

質の高い教育・保育の提供を図るためには、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要となります。

特に認定こども園、幼稚園、保育所は地域の中核的な役割を担うことが求められています。

また、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き質の高い教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設との連携が必要となります。

このため、市町村の積極的な関与を促進し、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組んでいきます。

③認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、就学前における教育から小学校における教育への円滑な接続が図られるよう、認定こども園等と小学校の連携を強化する取り組みを推進します。

5 保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保及び資質の向上に必要な支援

(1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、質の高い教育・保育、地域型保育事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、それに従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項（従事する見込数を含む。）を定めることとされています。

(2) 保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保

質の高い教育・保育、地域型保育事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士を確保することが必要です。

確保のためには、人材養成及び就業の促進を総合的に推進していく必要があることから、総合的な取り組みを行い、必要見込み人数の確保を図って行きます。

なお、既存施設の認定こども園への移行状況等により、必要となる保育教諭、幼稚園教諭、保育士の数は変動することが予想されることから、認定こども園への移行状況等を踏まえ適時見直しをすることとします。

①教育・保育、地域型保育を行う者の見込み数

・各年度における保育教諭、幼稚園教諭、保育士の見込み数は国が策定した算出のためのワーク

シートに基づき算定

- ・国のワークシートには、H24 年度及び H25 年度における各施設の年齢別入所児童数及び市町村が実施したニーズ調査により算出された各年度における教育・保育の年齢別の量の見込みを基礎数値として入力

(ワークシートに基づく算定方法)

- ア H24 社会福祉施設等調査の年齢区分別利用児童数から、最低基準上必要な保育士数を算出
- イ H24 社会福祉施設等調査の保育士数（常勤換算数）とアの結果を比べ、最低基準にどの程度上乗せされているか、算出
- ウ イで算出した上乗せ割合が今後も続くものと仮定し、数値を算出
- エ 認定こども園の数は H27 年度から H31 年度まで変動しないものと仮定し、数値を算出

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
保育教諭	69	69	69	69	69
幼稚園教諭	246	244	241	238	235
保育士	3,992	3,942	3,890	3,821	3,757

②保育の現状

平成 25 年度に県が実施した、保育士就業支援に向けた実態調査の結果では、保育士数にゆとりがないために勤務の負担が大きくなる。年度中途の入所申込みに必要な保育士を確保できない等の状況が見受けられます。

また、平成 24 年度に保育現場を離職された正規職員のうち、半数以上が 5 年未満で離職しているなど、労働条件や賃金等の処遇の改善や労働環境の改善等による保育士の職場定着が課題となっています。

③人材確保の取組

国が示した方法による試算では、必要とされる保育士の数は減少しますが、保育現場で抱える課題に応え、一時保育等の地域子ども・子育て支援事業の充実していくためにも、保育士確保のための様々な取り組みを、関係機関と連携しながら積極的に進めます。

- ・新卒者の県内への就業促進のために、修学資金の貸付や養成校でのガイダンス実施に対する支援を行います。
- ・潜在保育士の再就職支援のために、保育士再就職コーディネーターによる就職相談や情報提供、求人保育所とのマッチング等を行います。
- ・離職防止のための研修の実施等、保育士の職場定着を図ります。
- ・必要人数の増加が見込まれる保育教諭については、資格取得の支援等を行います。

○主な取り組み

	事業名	事業内容
1	保育士修学資金貸付事業	<p>○貸付対象者：保育士養成校卒業後、県内の保育所等において保育士の業務に従事しようとする学生のうち、県内の市町村に住民登録している者又は、県内の養成校に就学している者</p> <p>○貸付期間：養成施設に在学する期間（2年間を限度とする。）</p> <p>○貸付金額：月額50千円</p> <p>○返還免除：卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、原則として県内の保育所等に5年間引き続き勤務したとき。</p>
2	新卒保育士確保支援事業	<p>保育士養成校の学生等を対象とした人材確保の取り組みを実施する。</p> <p>①県内就職相談会の開催（松江・出雲・浜田）</p> <p>②県外ガイダンスの実施（中国・関西地区）</p> <p>③離島及び県西部の保育所における人材確保の取り組み支援（隠岐及び県西部の保育所職員が県外の養成校に出向き、事業所説明等を行う際の旅費交通費を助成）</p>
3	認可外保育施設保育士資格取得支援事業	<p>認可外保育施設で勤務している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、保育士養成校その他施設の受講料等及び受講する保育従事者の代替職員の賃金を助成</p>
4	保育士・保育所支援センター開設等事業	<p>東部、西部の島根県福祉人材センターで、潜在保育士及び保育所に勤務する保育士等の就職支援等を行う。</p> <p>※「保育士再就職支援コーディネーター」を配置し、保育所に関する募集採用状況の把握、求職者と雇用者双方のニーズ調整、保育所に勤務する保育士の相談対応、新規就職者のマッチング支援などの事業を実施</p>
5	産休代替職員費補助事業	<p>保育所等の職員が出産又は傷病のため長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合に、その代替職員の人件費を補助</p>
6	保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	<p>幼保連携型認定こども園（又は幼保連携型認定こども園へ移行を予定している施設）で勤務している幼稚園教諭免許状のみを取得している職員が、保育士資格を取得する際の受講料及び代替え職員の雇上費を補助</p>
7	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業	<p>幼保連携型認定こども園（又は幼保連携型認定こども園へ移行を予定している施設）で勤務している保育士資格のみを取得している職員が、幼稚園免許状を取得する際の受講料及び代替え職員の雇上費を補助</p>
8	幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	<p>幼稚園教諭免許状を取得している者が保育士資格を取得する際の、養成施設の入学料・受講料等を補助</p>
9	保育所等保育士資格取得支援事業	<p>認定こども園、幼稚園、保育所等に勤務している保育士資格を有していない職員が、保育士資格を取得する際の受講料を補助</p>

(2) 職員の資質の向上

質の高い教育・保育、地域型保育事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の実施に当たって基本となるのは人材であることから、幼稚園教諭、保育士等専門性を高める等、資質の向上を図る必要があります。

また、離職防止のための研修の実施等、保育士の職場定着を図る必要があります。

このため、経験年数、テーマ別の研修を関係団体と協力して計画的に実施することにより幼稚園教諭、保育士等の資質の向上に取り組みます。

○幼稚園教諭・保育士等の資質向上のための主な取り組み

	公立幼稚園教諭	私立幼稚園教諭	保育士等(保育所)	保育士等(認可外保育施設)
初任	新規採用幼稚園教諭研修			
	法令に基づく現職研修の一環(実践的指導力向上)			
中堅	教職経験11年目研修		保育士現任研修(中堅)	
	法令に基づく現職研修の一環(専門性・指導力向上、中堅教員資質の向上)		中堅保育士としての役割の理解し、児童福祉の専門職としての自覚を深める。	
管理職	幼稚園教育課程研修(学校評価研修)		保育所指導的職員研修	
	○学校組織マネジメントの考え方及び学校評価の理解 ○地域に信頼される学校づくり、特色ある学校づくり推進		主任・指導的立場の役割と責務を自覚し、保育制度の動向を踏まえた適正な運営やマネジメント・相談支援について資質能力向上を図る。	
		島根県私立幼稚園教育研修会(園長研修会)		
		園長の資質向上。		
テーマ研修	幼保小連携講座			
	幼保小連携の意義について理解を深め、幼保小連携を推進するリーダーとしての実践的な指導力を高める。			
	幼稚園教育課程研修			
	幼稚園教育に関する内容、幼稚園の運営・管理、保育技術に関する専門的な講義、研究協議等を行うことにより、幼稚園教育の振興・充実を図る。			
	就学前人権・同和教育講座			
	人権尊重の理念に基づく保育について理解し、人権感覚を高めるとともに、園児・児童一人ひとりを大切にしたい支援ができるよう実践力を高める。			
	開発的教育相談・積極的生徒指導実践講座			
	よりよい人間関係を構築するための態度や心構え、方法などについて理解し、日々の教育活動における実践力を培う。			
	就学前の気にかかる子どもの理解と支援講座			
	子どもの気にかかる行動を理解し、必要な支援を引き継いでいく連携の在り方を学び、指導力の向上を図る。			
	平成26年度幼稚園教育理解推進事業 中央協議会(文部科学省)			
	教育課程の編成及び実施に伴う諸課題や園を取り巻く諸課題に関する都道府県協議会の成果の発表及び研究協議等を行うことにより、幼児教育の一層の振興・充実を図る。			
		島根県私立幼稚園教育研修会	障がい児保育推進研修	
		私立幼稚園教諭の資質向上	保育所等における障がい児保育担当者として必要な専門的知識・技術等の研修を通して、その資質・能力の向上を図る。	
		島根県私立幼稚園地区別教育研修会	乳児保育推進研修	
		私立幼稚園教諭の資質向上	豊かな心を育む乳児保育を推進するために、研修を通して多様な視点から学び、乳児保育担当者として資質・能力の向上を図る。	
			子育て支援担当者研修	
			育児相談の意義や相談技術・子育て支援事業の連携について研修を行い、担当者の資質・向上を図る。	
			保育士2～5年目研修	
			保育の専門職者としての自覚と自信を持って各種課題に向き合うために、対話力、コミュニケーション力を高めることを目的とする。	

6 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に必要な支援

- 子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業に従事する者の半数は放課後児童支援員であることが求められていることから、放課後児童支援員^{*9}の認定資格研修を実施していきます。
- また、利用者支援事業、ファミリー・サポート・センター事業等を安定的に提供していくためには、保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得した人材を育成することが必要となります。このため、子育て支援員^{*10}等の養成研修を実施していきます。
- 併せて、質の高い地域子ども・子育て支援事業を実施の実施にあたって基本となるのは人材であることから、テーマ別の研修等を実施することにより、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質の向上に取り組みます。

※9 放課後児童支援員…放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項各号に該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者

※10 子育て支援員…都道府県又は市町村が実施する研修を修了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で、必要な知識・技術等を習得したと認められる者

第6章 計画の推進

1 県民が一体となった推進

○進行する少子化の流れを変えるとともに、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させていくためには、家庭をはじめ、就学前の子どもを受入れる認定こども園・幼稚園・保育所、学校、地域、企業、行政など社会の全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす必要があります。

○このため、NPO、その他の民間団体やグループ、一般県民の理解と協力を積極的に求め、県民等との協働のもとに社会全体で子ども・子育て支援を進めます。

○また、子ども・子育て支援の推進において、大きな役割を担う事業主との連携を一層密接に行いながら、取り組みの推進を図ります。

2 全庁的な推進

○知事部局、県教育委員会、県警察本部と一層の連携を図り、部局及び本庁・地方機関の枠を超えた情報の共有や施策の評価・分析を行い、全庁を挙げて総合的、計画的に少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策に関する施策の推進を図ります。

3 国・市町村との連携

○国及び市町村と密接な情報交換を行い、連携及び協働を図るとともに、国・県・市町村の間で適切な役割分担を行いながら、少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策を総合的、計画的に推進していきます。

4 計画の点検・評価・見直し

○計画策定後は、島根県子ども・子育て支援推進会議等を活用し、各事業の実施状況及び計画全体の成果を評価・点検し公表します。

○社会情勢の変化や本計画の達成状況、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じ弾力的に計画の見直しを行います。